

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成27年12月11日（金） 午前10時30分から
午後 3時10分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、井上明夫、田中利明、三浦正臣、玉田輝義、平岩純子、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

二ノ宮健治、守永信幸、馬場林、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

生活環境部長 諏訪義治、福祉保健部長 草野俊介、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第115号議案から118号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願8及び請願9については賛成多数をもって、請願13については全会一致をもっていずれも継続審査とすることを決定した。

(2) 第108号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって、請願12については、採択すべきものと商工労働企業委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。

(3) 政策条例の効果等の検証について、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）の進捗状況について、子どもの貧困対策計画（仮称）について及び第3次大分県環境基本計画についてなど、執行部から報告を受けた。

(4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

(5) 県内所管事務調査を2月5日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ

政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年12月11日（金）10：30～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部 10：30～11：50

(1) 合い議案件の審査

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第115号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第116号議案 大分県がん対策推進条例の一部改正について

第117号議案 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

請 願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

請 願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて

(3) 諸般の報告

①政策条例の効果等の検証について

ア 大分県がん対策推進条例について

イ 大分県歯と口腔の健康づくり推進条例について

②障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）の進捗状況について

③子どもの貧困対策計画（仮称）について

(4) その他

3 病院局 13：00～13：20

(1) 諸般の報告

①大規模改修工事の進捗状況について

(2) その他

4 生活環境部 13：20～14：50

(1) 合い議案件の審査

請 願 12 伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出について

(2) 付託案件の審査

第118号議案 大分県食育推進条例の制定について

請 願 13 原発事故時の対策について大分県に説明会の開催を求めることについて

(3) 諸般の報告

①政策条例の効果等の検証について

ア 大分県飲酒運転根絶に関する条例について

イ 大分県減災社会づくりのための県民条例について

②第3次大分県環境基本計画について

③第4次おおいた男女共同参画プランについて

④第2次生物多様性おおいた県戦略（2016-2020）の策定について

⑤おおいた温泉基本計画（仮称）の策定について

⑥大分県地球温暖化対策実施計画（第4期）の策定について

⑦第2次大分県環境教育等行動計画の策定について

⑧南海トラフ地震等を想定した大規模集中防災訓練について

(4) その他

5 協議事項

14:50~15:00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、都合により田中委員が少しおくれております。

また、本日は、委員外議員として、二ノ宮議員、守永議員、馬場議員、森議員が出席しております。

委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、付託案件や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、請願3件、総務企画委員会から合い議のありました議案1件及び商工労働企業委員会から合い議のありました請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、福祉保健部関係に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

飯田福祉保健企画課長 お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正のうち福祉保健部関係部分について、説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載しておりますが、議案書は6ページです。

まず、1大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

(1) 条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、条例により市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものです。

次に、(2) 条例改正の内容でございますが、以下の①から④の事務につきまして関係規定の整備を行うものです。

まず、①特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務につきましては、町村に移譲している特別障害者手当及び福祉手当の支給事務について条例で規定するものです。

次の②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務につきましては、第5次地方分権一括法により、高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可の権限が、県から保健所設置市である大分市に移譲されることに伴うものです。

なお、利用者の申請手続には変更ありません。

次の③歯科技工士法施行規則に基づく事務につきましては、施行規則の一部改正により、歯科技工士国家試験合格証明書の発行事務が、県から厚生労働大臣に移管されることに伴うものです。

次の④保健師助産師看護師法施行令に基づく事務及び薬剤師法施行令に基づく事務につきましては、大分市に移譲している書類の受理等の経由事務の条項ずれを整備するもので

す。

2ページをごらんください。

2大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず、(1) 条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、公の施設の利用に係る使用料及び特定の事務に係る手数料の金額等に関し必要な事項を定めるものです。

次に、(2) 条例改正の内容でございますが、先ほど述べましたとおり、歯科技工士国家試験合格証明書の発行事務が、県から厚生労働大臣に移管されることに伴い、合格証明書交付手数料を廃止するものです。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

第108号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第115号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

飯田福祉保健企画課長 3ページをお開きください。

第115号議案公の施設の指定管理者の指定について、説明申し上げます。

平成27年度末をもって指定期間が満了する福祉保健部関係の公の施設の指定管理者の指定について、審議をお願いするものです。

なお、指定管理期間は、いずれの施設も28年度から32年度までの5年間となっております。

これまで、7月の第2回定例会の常任委員会において、福祉保健部が所管する4つの公の施設について、指定管理者の指定手続を進める旨報告させていただきました。

また、9月の第3回定例会では、指定管理期間が5年間にわたる複数年の契約になることから、債務負担行為予算について議決をいただいたところです。

それでは、各施設ごとに選定理由等をご説明いたします。

最初に、1の大分県社会福祉介護研修センターでございますが、公募の結果、申請団体は社会福祉法人大分県社会福祉協議会の1団体でした。指定管理候補者選定委員会では、当該団体は過去4年間の利用者の研修満足度が5段階評価で平均4.52と高い評価であることや、認知症予防を初めとしてさまざまなニーズに対応できる体制が確保されており、施設の効果的な活用と適切な管理運営を行うことが可能であると評価され、県としても指定管理候補者に選定したものです。

次期指定期間の5年間の提案価格は、中ほどの②7億6,846万円に、右端③の福祉

用具・介護ロボット地域普及・啓発事業を行うサービス改善提案枠548万円を加えた②プラス③の7億7,394万円となります。

なお、サービス改善提案枠とは、施設利用者に対するサービスの一層の向上を図るため、指定管理者から提案された管理業務の質を高める事業のうち相当と認められる額を県が負担するものでございます。

次に、2大分県母子・父子福祉センターと3大分県聴覚障害者センターでございますが、第2回定例会の常任委員会で報告したとおり、引き続きそれぞれ一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と社会福祉法人大分県聴覚障害者協会を、任意指定により指定管理候補者に選定したものです。

これら2施設については、外部有識者からの意見聴取でも、当該団体を指定管理者とすることは妥当であるとのご意見をいただいております。

年間の提案価格は、2大分県母子・父子福祉センターは、中ほどの2,737万円に右端のホームページ改修事業やスマートフォン向けホームページ対応事業等を行うサービス改善提案枠274万円を加えた3,011万円となります。

同様に3大分県聴覚障害者センターについては、中ほどの1億3,859万7千円に右端のセンター設立20周年記念事業やホームページ改修事業等を行うサービス改善提案枠274万円を加えた1億4,133万7千円となっております。

次の4ページをごらんください。

4番目の大分県身体障害者福祉センターでございますが、公募の結果、申請のあった3団体のうち、選定委員会において最も高い評価を受けた社会福祉法人大分県社会福祉協議会を指定管理候補者に選定したものです。

選定委員会では、これまでの指定管理期間で、利用者の安全確保に力を入れ、事故ゼロで管理運営している実績、障がい者を対象とした健康寿命延伸セミナーの開催等県内全域からの利用者増に向けた取り組み、利用者ニーズに合致したサービス提供体制の確保など継続して安定した施設の管理運営が可能であると評価され、県としても指定管理候補者に選定したものです。

5年間の提案価格は、中ほどの2億5,160万7千円に右端の文化芸術地域支援講座事業や介護予防支援講座事業を行うサービス改善提案枠274万円を加えた2億5,434万7千円となります。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

井上委員 サービス改善提案枠なんですが、1番から5番までのうち2番と3番と4番の金額が一緒ですね。これは少しずつというか内容は違うみたいですけど、どうしてこういうふういきちんとそろった格好になるのですか。

飯田福祉保健企画課長 サービス提案枠は、1億円以上については548万円、それから2番については274万円が上限ということで定めておりますので、その上限額いっぱいを使って提案がなされたということでございます。

井上委員 実際にはこれよりもう少しかかる、それぞれちょっとずつ違うけれども上限で

そろっているということですか。

飯田福祉保健企画課長 そういうことです。

玉田委員 指定管理の話で、そもそも論もちょっと絡むんですけど、指定管理制度が始まってもう10年ですよ。この制度のいいところ、悪いところというのはやっぱりあると思うんですけども、例えば、任意指定で指定管理するような場合とか、2番、3番とかいうケースはそもそもそういう手続よりも事業評価をきちっとした上で業務委託というふうな形でもいいんじゃないかなと思うんですけども。これは指定管理制度全体というのでも絡むんですけども、そこについての考え方は部長も言いづらいでしょうけれども、そもそも論でこの指定管理のいいところ、悪いところって、この10年間で見えてきていると思うので、そういう中で、例えば県の福祉関係の事業で指定管理に合っているもの、それから、そもそもこういうふうにもう1カ所しかなくて、そういうところに委託せざるを得ないもの、せざるを得ないという問題ですね、そういうところについて、やっぱりこれから分類して議論していくということが必要だと思うんですけども、部長いかがでしょうか。

草野福祉保健部長 指定管理者制度というのは、そもそもは、いわゆる公のいいところと民間のいいところといいますか、両方合致させてやろうという、ある意味欲張りな制度ではあるんですよ。委員がおっしゃったように、こうやって任意指定するのは一緒じゃないかという理屈も確かにそのとおりだと思います。ただ我々は基本的には県民の厳しい目の中で、委託というので、単純に1社随契というのはやはり好ましくないなと思っています。福祉の場合幾つかあるんですけども、そういう中で、こういう指定管理という制度を置いて5年間なりの期間しっかり、普通の委託ですと1年1年になりますので、それを5年間という期間を置いてしっかりやっていただくと。それもちろんと外部で評価する。あるいは県民の目のモニターも入るといって制度は、やはりある意味の緊張感を持ちますので望ましいのかなあというふうに考えます。確かに議論はあると思うんですが、毎年委託をしていくよりは受けるほうもそれでいろんな工夫もできますので、今意見を求められればこちらのほうが少しはいいのかなという気はしております。

玉田委員 そういう議論があると思うんですけども、例えばの話、大分県母子寡婦福祉連合会がここで受注できなかつたとき、この組織の存続自体にもかかわるような大きな問題ですよ。今までの歴史的経過の中でこういう連合会をつくられてきて、母子寡婦の一番生活の実態がわかっているグループがしっかりそこを支えているということであつたら、やっぱりそれは外部評価をきちっと入れてやっていくというのが委託であっても可能ではないかなというふうに思うんですね。これはこれからの議論ということ。

それと、大分県社会福祉協議会の得点500分の391点というのが高いのか低いのかですね。これは提案されても比較するところがないんですよ。本来、指定管理で比較していくということであれば、例えばこの得点が他県と比べてどうだとか、そういう指標もある中で議論しなくちゃならないというふうに思うんですけども。

これからの議論ということで、ぜひお願いしたいと思います。

河野副委員長 今の話にもつながることかなと思ったんですけども、要は指定管理制度という考え方についてですが、指定管理者において経営努力をされて、その施設等の利用率を上げる、満足度を上げる、それが結果として管理受託した指定管理者のほうの収入に

反映するという考え方、そこが回っていった業務の改善が図られていくということが大前提だったと思うんですが、こういった福祉関係の施設については貸し館事業は一部あるかと思うんですけれども、その他研修とかそういったところで収益性が余りないような事業について、こういった指定管理者の制度というのはふさわしいのかなあというのをちょっと私も感じていたもんですから。その辺について何かお考えなり、いや実はこの各施設についてこういった形で経営努力が各指定管理者のほうでやられていて、受講者の満足度もあるでしょうし、その施設利用率がこれだけ高まっていますとかいう話があるのかどうかについては、どうなんでしょうか。

飯田福祉保健企画課長 大分県社会福祉介護研修センターについて申し上げますと、例えば17年の県負担額は2億900万円ぐらいのものが、27年で比べますと1億5,200万円ということで27.6%削減されております。全体で見ましても6,600万円で22%削減されているので、経費の節減という面では非常に効果も上がっています。

それから、先ほど部長が申しあげました外部の評価等が入る関係もあって、例えば社会福祉介護研修センターは昨年度4万9千人だったと思うんですけれども、過去最高の利用者を記録しています。ですから、やっぱり外の風が入ったりとか、そういう目が入ることによって非常に効果も上がっているのは確かだろうと思います。

先ほど委員からご指摘があったように、327点がどうかということもあると思いますので、こういう評価をまた受けること自体が施設を請け負うことになる社会福祉協議会に対する刺激にもなっていくというか、もうちょっと頑張らんといかんというような思いにつながるのではないかと思いますので、メリットはそれなりにあるんだろうと私どもも評価しております。

河野副委員長 確かに県の負担というのは減ったというふうに言われるんですけれども、要は指定管理者制度になってくると、貸し館事業等に合った部分の収入というのが指定管理者のほうに入っていくという部分で、本来県は予算としてこれくらいの支出を見込んでいたけれども、それに比例して収入額というのを上げていて、その差し引きが実際の事業費だったかと思うんですけれども、そういった面で本当にその5千万円以上の収益改善、いわゆる県の予算の持ち出しが少なくなったという話なのかどうなのか、その辺精査しないと今の話だけではちょっとわからないなあと思う部分があるので、それはどうなんでしょうか。

飯田福祉保健企画課長 例えば、大分県社会福祉介護研修センターでは、貸し館事業というか、あそこは無料で原則やっておりますから、うちの施設というのは収入があんまり影響しないところが多いので、その辺はちょっと他の施設とは少し違うところがあると思います。

平岩委員 指定管理者制度が入るときに、競争になじむ施設となじまない施設とがあるなあとは思ってきたんですけど。この介護研修センターを大分県社会福祉協議会がというのは異論はないんですけれども、やっぱり競争することができない1社に決まっているという、だから、いろんな人がやっぱり社会福祉協議会には勝てないよなというのをもう最初から先入観で持たれると思いますし、私は介護研修センターをよく使いますけれども、とってもし使い勝手がよくて研修させていただいているんですけれども。

指定管理者制度が入って10年と言われましたけれども、きのうも農林水産委員会で指

定管理者の変更があったんですけれども、やっぱり応募する会社が本当に少なくなって、どちらかというと、県がつくった会社が受けているねみたいな印象を受けるところも事実なんですよね。だから、そこらあたりをまた協議していかなければいけない時期かなというふうに思いますし、何か競争しても勝てないなというのが先に入札する前にわかってしまうみたいな雰囲気、申し込みをすることで減ってきているんだとしたら最初の指定管理者の意思とまた少しずってきているなあという思いもしましたので、感想として言わせていただきました。

古手川委員長 ほかはよろしいでしょうか。

指定管理のあり方についていろいろなご意見がありました。これは当委員会だけではなくて、私もきのう農林水産委員会に委員外議員で出ていましたが、いろいろな議論をケース、ケースで、これからまた議会としても執行部という形でやっていけばというふうに思っております。

それでは、ほかにご質問ございませんので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第116号議案大分県がん対策推進条例の一部改正についてですが、ここで委員の皆様をお願いします。

本日は、後ほど諸般の報告の中で、本条例を含む議員提出による政策条例の検証を行うこととしております。

この政策条例の検証は、麻生副議長が会長を務めるおおいた元気創造検討会議において、今後新たな政策条例の制定に向けた検討を行うに当たり、既に議員提案により制定された政策条例について検証を行うため、執行部に報告を求めたものであります。

お手元には、麻生会長から関係常任委員長宛ての依頼文書と、おおいた元気創造検討会議に報告する様式をお配りしております。

ついては、ここで大分県がん対策推条例の一部改正についての審査とあわせて、(3) 諸般の報告④の本条例の検証もまとめて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

藤内健康対策課長 それでは、最初に大分県がん対策推進条例の効果の検証について報告させていただきます。

資料の7ページをお開きください。

本条例は、がんが県民の生命や健康に重大な問題となっていることから、がん対策に関する県の責務、市町村や医療機関、県民等の役割を明らかにするとともに、がん医療に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の視点に立ったがん対策を推進することを目的として、平成23年3月に制定されたものでございます。

1 条例に基づき実施している事業の概要ですが、条項に定めている主な施策等について、条例の制定前と比較した実績を記載しています。

まず、第8条関係では、医療従事者の育成として専門研修を実施し、受講者数は現在8

65名となっています。緩和ケアの推進では、施設整備に対する助成により病棟を設置する医療機関数が7機関にふえております。また、がん医療の充実としてクリティカルパスの導入支援により運用件数が308件となっています。がん診療連携拠点病院については助成により8つが整備され、現在全てに専従の相談支援員が配置されています。また、23年から始まった地域がん登録の推進として、平成27年5月に県として初めて報告書を作成し、県民にホームページで公表したところであります。

第7条関係では、無料クーポンの配布等により、がん検診受診率の向上を図りました。2成果にありますとおり、検診受診率は、胃がん等の5大がん全てにおいていずれも向上しております。その結果、75歳未満の年齢調整死亡率では、条例制定前の77.4%から72.4%へと6.5%減少することができました。

次に、3課題及び4今後の方向性ですが、先ほど説明したとおり、がん検診受診率は向上しているものの29年度の目標であります50%には至っておりません。さらなる向上に努めたいと考えております。さらに、がん登録のデータを活用し、大分県に多いがんの種類や年齢層を分析して効果的ながん対策の政策に反映していきたいと考えております。

効果の検証についての説明は以上であります。

それでは、議案の説明に戻りたいと思いますので、資料の5ページをお開きください。

大分県がん対策推進条例の一部改正について説明申し上げます。

まず、1改正の理由ですが、がん登録等の推進に関する法律が施行されることに伴い所要の改正を行うものです。

次に、2改正の内容をご説明いたします。

資料の図の左側に記載していますが、県では平成23年から健康増進法の努力義務規定に基づき地域がん登録を実施しており、がん患者の診療状況について医療機関に協力をお願いしてデータを集めているところです。このがん登録が、資料の図の右側に記載しているとおり、来年1月1日からがん登録推進法に基づく全国がん登録として実施されることとなります。これにより、大分県だけでなく全国のがん登録データを活用し、全国と比較して大分県にどの臓器のがんが多いといった分析が可能になります。

こうしたがん登録データの活用には、法第18条において都道府県知事は、調査研究のため、がん情報を自ら利用しようとするとき、あるいは第三者へ提供するときは、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。

そこで、既存の諮問機関である大分県がん対策推進協議会を、法に基づく機関として条例に位置づけるものであります。協議会の委員構成につきましては、既存の委員として、がん医療の学識経験者、がん医療機関及びがん検診機関の代表者、がん検診を受ける立場の方、市長会代表等に加え、新たに個人情報保護に関する学識経験者を予定しています。

また、条例に規定している用語の規定の整備を行います。

最後に、3施行期日は来年1月1日からとしております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

最初に、効果の検証部分についてご質問がございましたら。

三浦委員 今後の方向性ということで、先ほどの平成29年の目標値に向けた具体的ながん検診受診率のさらなる向上の取り組みについて、どのようなことを考えられているのか

を教えてください。

藤内健康対策課長 まず1つは、現在5大がんの検診は市町村が実施しております。それぞれの県内市町村におきまして、コール・リコール運動と申しまして、まず検診の対象者に、今度いついつあなたが対象になっている検診がありますよということをあらかじめお知らせするコール、それから、その方が受診されなかった場合には、今回受診されませんでしたね、またいついつありますので、ぜひ次回にご受診くださいというリコールといったような運動を県内の市町村で広げていきたいというふうに考えております。

それからもう1点、これは平成22年からアフラックとか、がん保険の商品を持つ保険会社であったり銀行のように窓口業務で多くの県民と接するような、そういう企業と協定を結びまして、検診受診をそうした企業の県民との対人サービスの中でお勧めしていただく、こうした取り組みを進めております。

ただ、協定を結んで5年たつてその活動が少し尻すぼみぎみになっておりますので、来年度はまたさらにそのてこ入れをして、それぞれの企業と一緒に県民に向けて検診受診を促していただく取り組みをちょっと強化しようと考えております。

三浦委員 私も今度、町主催のがんとかの検診を受けるんですけども、多分年2回ぐらい通知が来たかと思います。コール・リコールですかね、この徹底をぜひしていただきたいなど。まだまだそこまで市町村というか、行政も徹底できていないというふうに思うので、ぜひこの目標数値達成に向けてご尽力願いたいと思います。

玉田委員 今は早期発見で、治療しながら普通に生活していくということで、特に働き盛りの方ですよね。がん対策推進条例の中で我々の議論もそうでしたけど、がんの早期発見と、そして早期治療ということにどうしても主眼を置かれるというか。ただ、最近は治療しながら働けるかどうかという、がんになって大きな手術をして、そして40代とか50代ぐらいでさあ社会復帰しようといっても家庭の中では大黒柱で、そこで職がないということですよ。そこら辺の支援体制とかそういう部分は第8条の5項でちょっとまだ弱いなあとというふうな気もするし、先ほどの患者さんの本人の生活周辺の支援というところについても評価がなかったので、ここら辺はこれからの課題として広げていく必要はありませんかなというふうな気がするんですけども。

藤内健康対策課長 ご指摘のとおり、その点も我々は重要な課題だというふうに考えております。実は昨年度から県のこのがん検診の連携拠点病院にがん相談支援センターがあるわけですが、その相談支援員を対象に社会保険労務士の方に講師になっていただいて、そのがん患者さんが治療しながら仕事を継続する、あるいは新たに仕事を探したりする上でどういう相談ができるのかとか、どういう支援が必要なのかといったようなことを勉強していただく、そういう取り組みをしております。そういう中で、そういう社会保険労務士の相談窓口とかもがん患者さんに紹介しながら、仕事とそういう治療が両立できるようなサポートブックというものを作成してがん患者さんに配布させていただいています。まだまだそこは十分ではない部分ですので、これからさらに力を入れていきたいというふうに考えております。

玉田委員 もう1つは、やっぱり労政の分野もあると思うんですけども、企業側の意識を変えてもらうというか、福祉側からアプローチしていくというのをぜひお願いしたいというふうに思います。

荒金委員 私は恥ずかしながらここ数十年間がん検診1回も行ったことがない。(笑声)だから、そういう人も結構いるんじゃないかなと思ってね。例えば我々県議会議員、もう私は25年ぐらいになるんですけど、その方面から検診してくださいとか、そういうことは1回もないんですよ。

住まいは別府市だけど、もうどうですかとかいうのがないんでね。そういう皆さんもかなりの部分あるんじゃないかなと私は思う。その辺の対応はどう考えているんですか。

藤内健康対策課長 済みません。県議会議員の方々への検診体制がどうなっているかわからないので申しわけないんですが、少なくとも今おっしゃられたように、別府市民として市役所から個別の通知ではなくて、市報とかで、例えば胃がん検診はいつありますよというご案内は行っていると思いますが、そこがなかなか。

荒金委員 見ていないということでしょう。

藤内健康対策課長 おっしゃるとおりです。そこで、さっき申し上げたコール・リコール運動じゃないですが、対象になっている方に、あなたはいついつ受けられますよとお伝えすることをこれから推進していこうという状況ですので、その機会をぜひ活用していただければと思います。

荒金委員 もうぼちぼち検診しようかなと思うんですね。今健康とっていますが、行って「がんですよ」と言われたとき、どうなんだろうかなど。そういう恐怖がやっぱり気が小さいものですから、そういう部分もあるのでね、もうこのままでよしと、ちょっと症状が出ればそれから対応すればいいというふうに私は思っているのでも全く行かないわけで。がん以外の病気で入院したことはありますけどね、その際に一緒にがん検診をやるかとかいうことにもなかなかならないんですね。

藤内健康対策課長 おっしゃられたように、検診を受けない方の理由の1番がやっぱり見つかったら怖いというのがあります。実はがんで亡くなった方というのは身近に話を聞くんですが、がんにかかったけど無事に治ったよという話を余り耳にする機会がないものですから。実際、今それぞれ検診で見つかるがんに関しては5年生存率がもう6割、7割。例えば胃がんにしる、乳がんにしる、子宮がんにしる、もう9割が治るというふうな状況になってきていますので、こうした部分をしっかりお伝えすることも大事なかなというふうに思っております。

荒金委員 緊張しながら検診を受けます。

河野副委員長 先般、私ども実行委員会という形で、ピロリ菌の検査推進のためのセミナーという形で講師をお招きしたんですが、地域でそういった開催チラシを配らせていただくときに、男性は会社の検診でピロリ菌検査を受けましたという方はかなりいらしたんですね。ところが女性の方というのはほとんどいらっしやらない。というのが、県内でも市町村の定期検診の中でそういった検査項目を入れていただいているのは豊後高田市だけなんですね。早期のピロリ菌の検査によって胃がんというのは予防できるがんだということで、非常に治療、そういった効果の高い部分があるということから、やはりこのピロリ菌の検査を定期検診の中に項目化していくことを県内市町村にぜひ進めていただけないかなというのが1点。

もう1つは、先ほどご説明がありましたけれども、条例の審議会、法に基づいて審議会をつくるというお話がありましたけれども、個人情報保護の関係の、いわゆる専門家とい

うのはどういった方を想定されていらっしゃるのでしょうか。

藤内健康対策課長 まず1点目のピロリ菌抗体検査を検診の項目に加えてはどうかということですが、一般質問等でも提案をいただいているところですが、こういうがん検診、特に市町村が実施するがん検診については、国が交付税措置している関係もありまして、きちんとしたガイドラインに基づいてがん検診が行われております。胃がん検診については最近ガイドラインが改正されまして、来年からは内視鏡検査、要するに胃カメラの検査が加わってきます。このようにエビデンスで科学的な根拠に基づいてどういう検診が最も効果的か効率的かということ进行分析した上でガイドラインができており、そのピロリ菌検査も、今までその検証の中で何度も俎上には上がってはいるんですけども、まだこれで死亡率を下げるだけの根拠が十分でないということで、今回もそのガイドラインに市町村が行う定期のがん検診の項目として採用されなかったという経緯があります。ただ、今後まだそういう研究が続いておりますので、今後またそうした結果が、根拠が得られて加わるということもあろうかと思いますが、我々ちょっとその動向を注視していきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の協議会における個人情報保護の専門家については、今のところ大分大学経済学部の城戸教授にお願いしようと思っております。

河野副委員長 やはり個人情報保護については、どちらかという実務領域で判例等が積み重ねられている部分がございますので、そういう意味では司法関係の弁護士さんなり、そういった専門家が加わるほうが実効性があるのではないかなという気がしておりますので、その辺はぜひご検討ください。お願いいたします。

古手川委員長 今の案件は、また1つ意見として検討の中で入れていただくようになりませう。ほかに効果の検証についてはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 私ごとですが、たまたまピロリ菌の本をいただきまして置いておりましたところ家内が発見しまして、検査に行ってみつかりまして今治療中でございます。そういうやっぱり機会というか、きっかけ、荒金委員におかれましては多分安心して検査に行かれるんじゃないかと思っております。引き続きそういうことで、きっかけだと思っておりますので、こつこつと取り組んでいただければと思っております。

それでは、今のご意見をまとめて副議長のほうに報告をさせていただきたいと思っておりますので、その辺は委員長のほうに一任していただければと思っております。

では、次に、条例の一部改正についてご意見がございましたら。

井上委員 第10条の3項ですが、今度協議会をつくるということですがけれども、この3号、がん医療又はがん検診を受ける立場にある者であって知事が適当と認めるものということで、がん医療を受ける立場という方、患者さんということがさっきも説明があったんですが、その患者さんの立場で知事が適当と認める人という選任の仕方ですね、どういう考えで選ばれるのでしょうか。

藤内健康対策課長 実際のがん検診をお受けになる方というような意味で、県の市長会の代表であったり、それから大分県地域婦人団体連合会の代表、それから実際に働いている人たちも職場での検診等もありますので全国健康保険協会の大分支部や、それから患者団体の代表といたしまして大分がリレー・フォー・ライフ・ジャパンというのを毎年10月

にやっております。5千人から6千人参加する大きなイベントですが、この実行委員会の委員長をしております方に患者団体の代表という形で入っていただいております。

井上委員 がん患者さんの団体というのは、ほかにもちょっと聞いたことがありますので、できるだけ幅広くしていただきたいと思います。

藤内健康対策課長 おっしゃるとおり、がん団体は、例えば乳がんであれば乳がんの団体、それぞれがごとくにいろんな団体ございますので、それを束ねてその代表的なお立場でご参加いただくということで、このリレー・フォー・ライフ・ジャパンの代表にお願いした次第です。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第117号議案婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

飯田こども子育て支援課長 委員会資料の6ページをお開きください。

第117号議案婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明申し上げます。

この条例は、1条例の概要にありますとおり、社会福祉法の規定に基づき、売春防止法に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

婦人保護施設は、大分県では、こども・女性相談支援センター内の大分県婦人寮のみでありまして、施設長はセンター長が兼任しております。

また、この施設は、婦人相談所一時保護施設を退所された方が入所する施設の1つでありまして、入所者が就労して自立できるよう、ハローワークへの同行支援などを行っております。

2改正の理由ですが、国の基準省令の改正に伴い、条例について所要の改正を行うものでございます。

3改正の内容ですが、条例第10条に規定する施設長の資格要件のうち30歳以上という年齢要件を廃止するものでございます。

4の施行期日については、来年1月1日からとしております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

質疑があればお願いします

これより質疑に入ります。

河野副委員長 法の目的からすると、いわゆる女性の保護の中でも特殊な分野についての保護施設というものかなと思うんですけども、現実の姿として、例えばDV被害に遭われている方とか、そういった転居先がない方等も含めてこの施設は利用されているという認識でよろしいのかどうかお伺いします。

飯田こども子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、この施設は売春防止法を根拠に設置をされておりますけれども、時代の流れといいますか、今現在はやはりDV被害者が利用

される施設ということで、そういった方の利用が非常に多いという状況になってございます。

河野副委員長 入所されている方は、婦人寮について言うと、そういった売春行為から女性に立ち直っていただくために、いわゆる昔のぜげんさんとか、いろんな形で女性を人身売買するような人たちから隔離する施設という感覚から随分違ったものになってきている、その施設の運営のあり方というのはかなり変わってきているという認識でよろしいでしょうか。

飯田こども子育て支援課長 入所される対象者は、その前段として婦人相談所でまず相談をされる。また、警察のほうから保護を依頼される。そして、ケースによっては、まず一時保護をしまして、その後に、場合によっては実家のほうに帰られる方もいらっしゃると思いますし、あと、母子生活支援施設のほう、そういった関係施設のほうに入所されるのか、あとは婦人寮を選択されるというように方向先も非常に多様化をしておりますし、やはり対象者もDVが多く、売春行為ということで保護される方というのはもうほとんどいないという状況になっております。

河野副委員長 ということは、いわゆる教護的な施設運営というのは、今ほとんどないという認識でよろしいんですね。

飯田こども子育て支援課長 はい。

河野副委員長 わかりました。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について及び請願9大分県での子ども医療費助成制度の充実を求めることについて、執行部の説明を求めます。

藤内健康対策課長 子ども医療費助成制度に係る請願8番及び9番について、一括して説明申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度は、ご承知のとおり、県や市町村ともに厳しい財政状況にある中、所得制限は設けず助成方式も現物給付とするなど充実した制度内容となっております。

請願8の国への要望につきましては、これまでも国に対して、子ども医療費助成制度の創設を全国知事会や全国衛生部長会等を通じて行ってきたところです。

また、請願9についてですが、本事業は、安定的で持続的な制度として運営していくものであり、財源の確保についても十分に留意する必要があると考えています。

今般、国では、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を立ち上げ、来年、報告書を取りまとめることとしております。この検討会では、医療費患者負担や地方単独事業に伴う国保の国庫負担金の減額調整、医療提供体制、子育て支援など子どもの医療をめぐる問題を幅広く議論しており、県としては、この検討会の動向を注視していきたいと考えています。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

三浦委員 とりわけ請願9番の大分県での話をちょっと聞きたいんですけど、例えば、大分県で子ども医療費、中学生までの入院、通院の完全無料化にした場合、年間の財源は幾らぐらいになるのか、試算をされているのであれば伺いたい。また、例えば、九州を含めて他県でこういったことをされている実態があるのかどうかも伺います。

藤内健康対策課長 中学校まで、通院も含め完全無料化した場合ということですが、県では1回当たり500円という自己負担を取っておりますので、その1回当たり一部自己負担を取るという制度設計のもとで中学校卒業まで通院を拡大した場合9億円になります。これは県の分が9億円ですので、市町村も同額の負担ということになります。

かつ、今申し上げた500円という、一部自己負担も取らないという場合には、さらに数億円、県、市町村それぞれがさらに数億円の財政負担が必要になるという状況であります。

他県の状況はというお尋ねですが、九州各県で、実は大分県が最も制度としては充実した状況で、まだ九州各県、県単位で中学校卒業まで通院、医療費を助成しているところはない状況です。大分県の通院が小学校入学前まで、そして入院が中学校卒業までというのが九州では最も充実した内容ということになっております。

三浦委員 財源を含めて500円を取った場合9億円と、市町村も同等と。当然、受け入れというか、病院側の考えもあると思いますし。ただ、やっぱり大分県とすれば、子育て満足度日本一という高い目標を掲げているので、他県がどうこうというよりも1つの見方とすれば、こういったことも少し検討してもいいのかなというふうに思っています。

玉田委員 県下の市町村でこの制度を入れているところはわかりますか。

藤内健康対策課長 県下の市町村の中で、中学校卒業まで通院医療費を助成している市町村は8市町村でございます。

玉田委員 先ほどの9億円という数字が出ましたけれども、これをやっていくとなると、県下でやっている8市町村についてもやっぱり財源的には少し楽になるということですか。

藤内健康対策課長 ご指摘のとおりで、既にやっている8市町村については、県が中学校卒業まで通院助成を拡大することによりその財源の負担はなくなります。ただ、その人口、お子さんの割合としては23%くらいで、8市町村ではありますけれども県全体の4分1弱といった状況であります。

井上委員 無料化というのは非常に県民の皆さんにとってはいいかもしれないのですが、無料化となると当然患者さんはかなりふえるような気がするんですね。そうすると、小児科医の数といいますか、現状といいますか、現在、全県的に各市町村いろいろ事情があると思うんですが、どんな感じなのかなど。

藤内健康対策課長 これは医療政策課で、ちょうど一般質問でも小児医療の確保についても質問があったところでありましたけれども。

高窪医療政策課長 小児医療については、小児科医の確保というのは非常に厳しい状況が続いております。県としてもいろんな施策をとって、県内で専門研修を受ける場合に研修

費の貸し付けをしたりですとか。現状では、例えば、将来を見据えてなんですけれども、大分大学医学部に地域枠ということで13名、毎年修学資金を貸与して、貸与期間の1.5倍県内で働いて、ただ専門科目については、それぞれの方が選択しますので、そういった方の中からまた小児科医が育っていくというふうに期待をしております。そういった方が10年後には50人近くが県内でと、その中には、今、小児科を志している方もいらっしゃるの、将来的にはかなり期待をしているところなんですけれども。現状では、やはり今診療がふえるんじゃないかということもございましたけれども、やはり夜間の救急であるとか、そういった部分で小児科医の方が疲弊しているという部分があるのは確かにあります。

河野副委員長 先ほど課長のご説明で、国が来年、子ども医療費の問題について報告書を提出されるというふうなお話があったわけなんですけど、もう今年度内にまとめるというふうな厚生労働大臣の発言をちらっと報道で見たんですが、あと3カ月余りでそういう報告書が出るのかどうか、そういうふうな情報はございますか。

藤内健康対策課長 ご指摘の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会は、当初、来年夏をめどに報告書を取りまとめるというふうに聞いておりました。ところが、委員ご指摘のように11月末の厚生労働大臣の記者会見の中で、国保の国庫負担金のペナルティーの部分については年度内に結論を出したいというように述べておりますので、そのペナルティーが発生するかどうかという部分については年度内にある程度答えが出るのかもしれませんが、今回、この検討会は、子ども医療のあり方や助成制度のあり方も含めて幅広く議論しておりますので、その全体の報告書が出るのは予定どおり夏になるのかもしれませんが。我々もちょっとそこのどの部分が前倒しで年度内に出るのかということは完全に把握し切れていない状況ですが、少なくとも国保の負担金の減額の部分については年度内というふうに理解しております。

河野副委員長 これまでもたびたび問題になってきた、いわゆる現物給付方式での医療給付について国保にペナルティーを課す問題について、一定の方針が3月末までに出るといいうご回答をいただいたと思うんですが、そのペナルティーが外れる、外れないというのは今回の請願に影響がありますか、その辺はどうなんでしょうか。

藤内健康対策課長 影響は少なからずあると考えております。

荒金委員 やっぱり県にしても市町村にしても9億円という財源が大きく重なっていますので、中身としては1日も早くしたほうがいいとか短絡的に考えますけれども、財源的にこういうことをぼんぼん今の段階でいいんかな、そういうふうに私は思います。

古手川委員長 ご意見として。ほかにご質疑ございますか。

河野副委員長 やっぱり、今のご説明を聞く限りにおいて、これはタイミング的に今結論を出していいのかというのはちょっと疑問に思いますので、ぜひ継続の扱いにさせていただけたらというふうに思いますが。

古手川委員長 ただいま継続審査にすべきとのご意見をいただきました。質疑もないようでございますので、継続という意見についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、まず請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議はございませんでしょうか。

平岩委員 ごめんなさい。私は紹介議員ですので、やっぱり財源の問題が大きな問題にな

と思うんです。そして、片方にはコンビニ化してしまっただけとはいかないというのもあるんですけども、大分県の後押しをするという意味で、私はこの請願を通していただきたいと思っております。

古手川委員長 それでは異議ありという形で受けさせていただきます。よろしいですね。平岩委員、継続に対して異議ありという形ですね。

平岩委員 私はそうしていただきたい。

古手川委員長 はい、わかりました。それでは継続審査ということに対してご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

古手川委員長 賛成多数であります。

よって、本請願は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、本請願は、継続審査とすべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

古手川委員長 賛成多数であります。

よって、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

①のア大分県がん対策推進条例の検証については、先ほど付託案件の審査の際に行いましたので、次のイの報告からお願いします。

藤内健康対策課長 資料の8ページをごらんください。

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の効果の検証について、説明申し上げます。

本条例は、歯と口腔の健康づくりが県民の健康の保持増進等に果たす役割が重要であることから、基本理念や県の責務並びに市町村や関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として、平成25年12月に制定されたものでございます。

1条例に基づき実施している事業の概要ですが、条項に定めている主な施策等について条例の制定前と比較した実績を記載しています。第11条中第6項関係のフッ化物を活用したむし歯予防対策ではフッ化物塗布を実施する市町村は16に、また、フッ化物洗口を実施する小中学校は17校へとそれぞれ増加しております。

第8項関係では、条例の施行をきっかけに26年度から障がい児者施設への歯科検診が開始され、31施設741人が受診しています。

第9項関係では、市町村の地域ケア会議における歯科衛生士の参画や診療機器購入に対する助成により、高齢者の口腔ケアや機能の維持向上に努めています。また、第10項関係の人材確保や資質向上として講習会への助成を行っております。

第13条関係では、11月を大分いい歯の8020推進月間、11月8日をいい歯の日

と定め、街頭でのキャンペーン等を行うとともに、毎年、県民公開講座を開催し歯科保健の普及に努めております。

次に、2 成果ですが、3 歳と12 歳の1 人平均むし歯本数を減らすこと等を指標に掲げており、これまでの取り組みにより子供のむし歯本数は徐々に減少しておりますが、全国順位は下位に低迷しております。また、フッ化物塗布を行っている市町村数については前述のとおり増加したところです。

次に、3 課題及び4 今後の方向性ですが、子供のむし歯本数は全国平均を上回っていることから、今後ともフッ化物を活用したむし歯予防対策を推進していきます。また、障がい児者に対しては、高次歯科医療機関の必要性や連携体制の構築についても検討してまいります。

最後に、成人への取り組みがおこなわれているため、実態調査を行い、口腔ケアや口腔機能の維持向上に向けた対策を検討する予定であります。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

田中委員 これは平成25年に私が副議長のときに思いを込めてつくった議員提案条例でありまして、実施率については非常に関心も高いわけですけれども、成果指標では市町村単位でしか成果を示してないので、やっぱり学校単位とか、対象生徒がどれくらいふえたとか、こういった実態把握をまずやるべきではないかという感じがします。

先般、歯が悪くて歯医者に行ったら、インプラントをやれという話があり、これは困ったなと思って、あんな金属を歯の中に入れ込むなんていうのは誰が考えたって異常な事態であって、私からすれば、むし歯のない大人をつくりたいという、やっぱり入れ歯とか、そういうもので補っているけど、ブラッシングも食育も、そしてフッ化物洗口も、本当にきちとした形で実施して、やっぱり子供の生命、財産を守ってあげるといって、こういう大局に立った物の判断をしていかにやいけん。そのためには、全精力を挙げてこれに福祉保健部も教育委員会も闘っていかなきゃいかんと思うんですよ。だから、誰かがこういう運動をすればいいんだじゃなくて、もっともっと力を込めて推進してもらいたいなど、こういう気持ちでいっぱいですが、部長の決意はいかがでしょうか。

草野福祉保健部長 実は口腔の必要性というか、口腔保健の必要性というのは本当に近年新たにいろいろ研究が始まっています。実は高齢者福祉、地域ケア会議いろいろやっています。歯科衛生士の方に入っているんですけど、やはり歯が健康でないことによって食べ物が食べられなくて栄養失調になるとか、飲み込みができない、物を食べられないとか、いろんな問題が出てきています。そういう意味でも、やはり幼児期から歯が健康であるということ、また、むし歯がないということは非常に大事だというのが今、非常に国民の方にも理解がだんだん進んできておるのかなと思いますので、口腔の健康づくりというのは、本当に大事だと思っていますので、しっかりやっていきたいと思っています。

田中委員 推進体制の問題なんですけど、教育委員会では、学校の歯科医師とか学校保健医というのかな、歯科医師会がやっていますけれども、福祉としては学校に対してどんなふうなかかわりをしているんですか。

藤内健康対策課長 学校における歯科保健対策は、それぞれの市町村の教育委員会中心に進められておりますが、福祉保健部としては、歯科保健を担当する課として、例えば、先日的一般質問にもありましたが、教育長がそれぞれの市町村に出向いて、市長さんや教育長さんに、このフッ化物洗口の必要性についてアピールといたしますか、それをする際にもうちの課の天津歯科医師が出向いて一緒にそういう働きかけをするといった、歯科保健を担当する主管課としても教育庁と連携しながら、市町村にその辺の働きかけをしっかりとっていききたいというふうに考えております。

田中委員 特に条例をつくるときに、フッ素は毒だと、フッ化物は毒でも何でもない。私も3年間以上フッ化物洗口をずっとやっていますよ。それくらい実証して、自分の体の中でどんな変化が出るか調べたいと思って毎日やっています。それくらい真剣にやっぱり取り組んでいく、そこが大事だと思います。全て情熱とか熱意がないと、ただ、つくりましたけんといって、おざなりなことをやってもらっても困るわけで、もう少し成果を上げるようにハッパをかけて頑張っていたきたいと、このことを期待を込めておきます。よろしくをお願いします。

井上委員 一般質問でも出たフッ化物洗口ですね、教育長が答弁していましたが、これは条例にまで入れて推進しているけど、これだけ進まないというのは何が原因なんだろうかね。

藤内健康対策課長 実際には今、学校現場でというのがなかなか進まない状況にありますが、3歳児健診とか1歳6カ月健診の場では16市町村でフッ化物の塗布が行われています。それから、保育所においても今87保育園、幼稚園でフッ素洗口が行われています。学校に上がるまではかなり進んできていますが、今、議論になったように、学校のほうではまだ。これだけWHOも厚生労働省もこのフッ化物の安全性、有効性、あるいはそういうガイドライン等も示しているにもかかわらず、まだ学校現場のほうで、それに対する危惧といたしますか、本当に安心、安全なのかというような部分がなかなか払拭できずに、これが進まないというふうに理解しております。

井上委員 そうですか。

平岩委員 フッ化物の炎上をするつもりはありませんけれども、私は子供の歯の健康は本当に大事だと思っています。子供のむし歯の本数がずっと減っているんですよ、1.4本まで。1番ひどいときは3.0本というのがあったんですけども、この減っている背景は何なのかということが1点と、歯科医のカウントが、例えば、ある市で小学校6年生の平均のむし歯が1.何本だったんですね。中学校1年生になったときに急に3.何本になったんですよ。それは何なのかって、春休みの間にみんなむし歯になっちゃったのかみたいなことを考えた時期もあるんですけど。

だから、歯科医のカウントの仕方で、Cゼロをカウントするかしらないかというようなところもあって、そのカウントの仕方も少しきちっと統一したものにしてもらわないといけないのかなと思ったりしていますので、その背景。私は学校で集団でフッ化物洗口するには危機感を持っていますけれども、フッ化物洗口を親御さんが診療券をもらって歯医者でやるというのは全然それは本人の自由だと思っています。（「そりゃそうじゃな」と言う者あり）むし歯が減っているというところの背景は一体何だと思いますか。

藤内健康対策課長 まずこの2年間だけでも2.0本から1.4本ということで0.6本

減っている。それは、食生活の改善であったり、ブラッシング指導といった学校で養護教諭を初めとする本当に学校保健関係者の努力のたまものだというふうに思います。

その0.6本減ったにもかかわらず順位は全国46位から44位ということで、まだ相変わらず低空飛行なわけですが、大事なのはこの1.4本から本当に1本、さらには本当にゼロに向けて減らしていくことが重要であると考えています。（「そうそう」と言う者あり）

委員がおっしゃられたように、フッ素洗口ができるような、そういう洗口液を歯科医療機関でもらって家庭ですするというのももちろん選択肢です。現に今、中津市がその方式で取り組んでいます、実際にそのフッ素洗口液を取りに来るお子さんは3割ぐらいだということです。その歯科医師にお伺いすると、余りむし歯のない、もともとこの口腔の健康に関心のある世帯がやっぱりそうやって取りにくるのでいい子はどんどんよくなる、むし歯ゼロが続くんだけど、やっぱり1人で5本、10本むし歯を持つお子さんもいる。その口腔の健康の格差というのがだんだん広がっているということをととても危惧しておられました。

確かに学校現場でやるということについては、いろいろクリアしなきゃならないハードルはあるわけですが、学校現場でフッ素洗口を行うことについて保護者の了解が得られれば、ほとんどのお子さんに対して、学校でフッ素洗口ができることによってその口腔の健康格差というのを減らせるという意味で、こういう集団の場でフッ素洗口する意義というのは大きいというふうに考えております。

平岩委員 ありがとうございます。ドクターを相手に話をしているので負けるかもしれないですが、一時保護所に収容される子供たちが、みんなやっぱり食べ物、環境が悪かったし、歯磨きなんてするような生活をしていないから、だから、一時保護所に入ったお子さんは最初にやっぱりむし歯の治療に行かなきゃいけないという、何か子供の生活の格差によって、いろんな状況が出てきていると思うんですけれども。大分県がランクが非常に厳しいと言われるけど、本当に私、前も言いましたけれども、このランク表を見たらみんなほとんど一直線、ほんとにちょっとの差なんですよね。大分県のむし歯の改善率というのは全国7位のスピードで今よくなっているというのも事実ですので、そういうところも見過ごさずにアピールしていただければありがたいなと。どうしてもワーストという言葉が先に出るものですから、とってこそそこが気になりますし、私はフッ素洗口に反対しているわけではありませんが、学校での集団フッ化物はいかがなものかというふうに思っております。

玉田委員 さっき部長が決意を言っていましたけれども、県民の歯と口腔の健康づくりの推進条例であって、フッ化物塗布推進条例でも何でもないので、どうも議論がそこに収れんされていっているような気がするんですね、いつも一般質問全て。

やっぱり、課題の3つ目にある成人における取り組みがおくれているとしっかりここに書き込んでいるように、要するに子供さんのときから大事だし、それから高齢になったときも大事だし、そして成人のところも大事だし、そのところを基本理念に沿って、それぞれのヘルスプロモーションの中で、どうやって実現していくかというようなアプローチを行政としてきちっとやっていくということが必要だなというふうに思います。

個人的にいろんな思いがあるでしょうけれども、この歯と口腔の重要性というのはだん

だん認識されているので、これを全世代にわたって担っていくと。だから、子供のむし歯本数だけじゃなくて、成人のむし歯本数もきちっとトータルとして挙げていってその中で議論しないと、どうもここにだけに収れんされていて、このフッ化物洗口だけの議論にこの条例が終わってしまうととてももったいないので、ぜひそのところを、今後、全世代にわたって出せるようにお願いしたいですね。

古手川委員長 玉田委員からいい形でまとめていただきまして、大変健康寿命の中で歯の状況というのは非常に大切のようでありますので、議員間も熱く議論をしてまいりますので、きちっと上を見ながら、極論にならないように気をつけながら、いい形ということでございますので、そういうきょうの意見をちゃんととおいた元気創造検討会議にも報告をさせていただきたいと思います。

それでは、次に2の報告をお願いいたします。

高橋障害福祉課長 委員会資料の9ページをお開きください。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）の進捗状況について、説明申し上げます。

お手元に別添資料としてパブリックコメントにかけました条例（案）をお配りしておりますが、こちらの委員会資料で説明させていただきます。

資料左下をごらんください。

10月8日に第4回条例検討協議会を開催いたしまして、全会一致で条例案を取りまとめいたしました。

概要につきましては10ページをごらんください。

構成は、これまでご報告させていただいたとおり前文、第1章総則、第2章障がいを理由とする差別の禁止、第3章障がいを理由とする差別の解消等を推進するための施策などとなっています。

9ページの左下にお戻りください。

10月21日から11月20日まで1月間のパブリックコメントを実施しておりまして、延べ129件の意見をいただきました。主な意見は資料右側のとおり、障がい者差別を禁止するだけではなく、差別が生じないように啓発・研修の充実が必要、前文に障がいのある人やその家族の思いが入れられており感銘を受けたなどというご意見をいただいております。

続きまして、資料右上2今後の予定をごらんください。

来年1月以降、本条例の手續等を規定する規則、主として様式を定めることになろうかと思いますが、この規則制定のためのパブリックコメントを実施するほか、2月21日には、来年4月1日に施行される障害者差別解消法の周知等を目的に障がい者差別解消フォーラムを開催する予定にしております。

今後、パブリックコメントで寄せられた意見等を参考に条例案の修正を行いまして、第1回定例会上程に向け準備を進めてまいります。

なお、条例案に盛り込む予定の相談体制の整備及び周知・啓発活動に係る予算案につきましても、第1回定例会上程する予定ということで考えております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

河野副委員長 条例案の中のあっせんの申し立てについては、これは障がいのある方、いわゆる差別を受けられた方が知事に対して特定相談をした後、それが改善されないという段階で初めてあっせんを申請するという手順かと思うんですけども、いわゆるあっせん調停という通常の紛争解決手段という流れの中で見たときに、他の制度等に関して言うと、両当事者が次の段階で調停案とかについて合意すれば、それに従うというような合意があってそういった手続に入る場合があるんですけども、ここの知事のあっせんというのは、差別をしたという側の人たちの手続に入ることにについて何ら同意を必要とせず、そういった形ができるという認識でよろしいのでしょうか。

高橋障害福祉課長 委員会設置の段階で十分意見を聞く形になるかと思っておりますので、その調整が調わないときということになっておりますので、その条件云々という部分についてはちょっと今、正確に申し上げられないんですけども、意見を聞かなくてそのまますぐ次に移れるか、調停案を出せるかというようなお話ですよ。

河野副委員長 要は両当事者、いわゆる今まで簡易迅速な紛争解決手段として調停あっせんという仕組みというのはほかの制度にもあるわけですね。そういった中であって、そういった両当事者の調停案が出されればそれに従いますという事前の了解があって初めてそういう手続に乗る場合があるんですが、この条例によるあっせんは、差別被害を受けられている障がい者の方々が申し立てをできるというのはあるんですけども、それに対して障がい者に差別を行ったとされる側の人たちについては、何らかの同意もなくともこういった形のあっせん手続が開始される、いわゆる調整委員会というのがあるんですけども、その辺の手続的に相手方の同意とかなくとも、そういうスタートをするという方向としか読めないんですけど、認識として間違っていないかどうかお伺いします。

高橋障害福祉課長 済みません、その辺のところを法務室とまだ十分確認ができておりませんのでこの場でちょっとお答えできませんけれども、条文からは確かに委員おっしゃるとおりの形に読めるかと思っておりますので、その辺、実際実務上どうするかという部分についてはもう一回確認をさせていただきたいと思っております。

河野副委員長 わかりました。

古手川委員長 では、その点につきましては確認の後、また委員会の中でご報告をいただければと思います。よろしく願いいたします。ほかございますか。

田中委員 先般、一般市民の方から呼びとめられ、この条例をつくっていただいております。これは新聞報道もされましてね、非常に県民の方々も、障がい児を持っている方ではなかったと思うんですけども、非常に感謝の気持ちも述べてもらいました。これも守永議員とか、土居議員とか、本当に要望者の陳情を受けて議会がつくろうかという話もあったんですけども、やっぱりいろいろあって執行部の方をお願いしました。いい条例をつくっていただき本当にありがとうございました。本当に日の目を見ることが物すごく大事なことで、障害者差別解消法を踏まえて県民版のものをつくってもらったし、大分県の独特な障がい者風土に対して的確な条例をつくってもらったと思いますので、堅実な条例の施行を含めて実践してもらいたいなど、こう思っております。どうもありがとうございました。

平岩委員 守永議員や土居議員も一緒になりながら、障がい者自身の声や、その家族の方の願いというのが、これまでどれだけいろんな思いをしてきたかというのが盛り込まれてきた条例だと思うから私たちもしっかり受けとめて、それが本当に実のあるものにしていかなければいけないって思うんです。

障がいのある人も障がいのない人も、みんな生きていくのにいろんなことが派生して、そこでいろんな問題が起きて、それをやっぱり1つ1つ解決していくって大変なことだと思うんですけど、例えば一例ですけど、今あっせんの話が出ましたけど、私の知り合いが車椅子の生活なんですね。知的に障がいはないんです。だんだん年がたつにつれてもう全面介助になってきて24時間ヘルパーさんが来て介助をされるんです。

じゃあ、親元で暮らせばいいじゃないかと多くの方が思われるんですけど、彼女はやっぱり自立したいと、自分の稼ぎで自分でアパートを借りて生活したいと。で、24時間対応のヘルパーさんが別府市では難しかったんです。夜中にどうしても来てくれないというので、大分市にしかないというところで、大分でアパートを借りるというときになったら、大家さんがそんな人が入ってきたら何を起こされるかわからないと。事故があったり、火事があったりしたら大変だから貸してくれないというので、随分と話をしたんですけど、やっぱり難しかった。でも、こんな条例ができたときには、そういうことがクリアできるような方向に行くのかなという期待もあるんですけども。でも、そういう人とかかわりの中で、いろんな手続ができないんですよね。本人は本当にずっと固まったままにいるから、口はしっかりしていますけれども。そうすると、やっぱり周りでサポートする人たちが、そのあっせんを取り次いでいくというか、そういう支援員みたいな人たちの存在が出てくるのかなというところを期待しているんですけども、そこらあたりの解決、見えているところがあれば教えていただきたいと思います。

高橋障害福祉課長 先般、宅建協会の皆さんが先ほど委員ご指摘のような入居に関する研修会を行っております。岡山県のほうで精神障がい者の方なんですけれども、新たに部屋を借りるとかいうときにサービスをするNPO法人を立ち上げたりしている方の講演会をやりました、そこに宅建、不動産関係の皆さん方が勉強に来るというふうなことがございますし、一例ですがそういう不動産関係の方も、そういう障がい者の受け入れに対する勉強会を今始めておりますので、そういう法、あるいは条例にどう対応していくかというところを、そういった業界の方々も勉強を始めたところという状況でございます。済みません、ちょっと一部の話でお答えになっておりませんが。

平岩委員 いいえ、私も一部の話をしました。お願いします。

古手川委員長 最後の詰めにくる中で非常に重要な時期だと思っておりますので、また委員会でも緊密に報告・連絡・相談していただきながら、寄り添った形のいい条例ができるように委員会としても注視したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、ほかに質疑もないので、続いて③の報告をお願いいたします。

飯田こども子育て支援課長 委員会資料の11ページをお開きください。

子どもの貧困対策計画（仮称）について説明申し上げます。

お手元に素案の冊子をお配りしておりますが、こちらの委員会資料で説明させていただきます。

ごらんのページは、計画の素案の概要について記載をしたものです。計画の構成につき

ましては、左上のⅠ計画策定の趣旨から右下のⅧ計画の評価までの8つの内容で構成することとしておりまして、10月の本委員会でご説明した内容と基本的に変更はございません。

今回は、右下のⅦ具体的な取組とⅧ計画の評価について、その内容をご説明をさせていただきます。

12ページをごらんください。

左側1教育の支援です。(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開では、①学校教育による学力保障や、②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携などを、(2)幼児教育の質の向上では、①幼保小の円滑な接続の推進や、②幼稚園等教員への様々な研修機会の充実などを記載しています。さらに、(3)就学支援の充実では、①義務教育段階の就学支援の充実や、②高校生等奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減などを、また、(4)大学等進学に対する教育機会の提供では、①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実などを盛り込むとともに、(5)生活困窮世帯等への学習支援では、①自立相談支援事業、学習支援事業等の実施などを記載しております。

次に資料の右側2生活の支援です。(1)保護者の生活支援では、①保護者の自立支援や、②保育料の負担軽減、③放課後児童クラブの設置・運営に関する支援などを、(2)子どもの生活支援では、①児童養護施設等の退所児童等の支援や、②食育の推進に関する支援などを記載しております。さらに、(3)関係機関の連携では、①生活困窮者自立支援機関の活用などを、また、(4)子どもの就労支援では、①児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援や、②親の支援のない子ども等への就労支援などを盛り込むとともに、次の13ページの左上でございますが、(5)支援する人員の確保等では、①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化などを記載しています。

次に、3保護者に対する就労の支援でございます。①親の就労支援や、②親の学び直しの支援などを記載しています。

最後に、4経済的支援でございます。①放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援や、②児童扶養手当の支給、③母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなどを記載しています。

以上が取り組みの概要となっております。

次に、Ⅷ計画の評価についてですが、ごらんいただいております13ページの右側にその概要を記載しております。

国の大綱に設定された指標を勘案し、計画の進捗状況を把握する上で必要と判断した項目を指標として、それぞれ目標値を設定し、取り組みの実施状況や効果等を検証の上、その達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

指標につきましては、生活保護世帯に属する子どもの状況、また、児童養護施設の子どもの状況として、(1)から(5)のとおり、中学校、高等学校卒業時の進路決定率などを、また、ひとり親家庭の親への就労の支援として、(6)の母子家庭等自立支援給付金利用者の就職・進学率を設定したいと考えております。

なお、目標値につきましては今後さらに検討したいと考えております。

14ページをごらんください。

計画策定スケジュールでございます。本素案につきまして、今後パブリックコメントを行い、県民意見も十分踏まえた上で子どもの貧困対策推進会議での議論を行い、最終案を3月の常任委員会でご報告させていただき、その後に公表する予定としております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

三浦委員 まだ子どもの貧困対策計画（仮称）ということで、これから具体的に詰めていくということで、ぜひもう要望という形で、具体的な取り組み、特に教育の支援の（5）の生活困窮世帯、ことしの4月から生活困窮者自立支援ということで、各市町村で取り組みが始まっており、とりわけ私の地元日出町では先進的にさせていただいております。

また、先日は溪泉寮さんで「けいせんプラザ」ということで生活困窮者の受け入れの落成式にも出席させていただいたんですが、よく聞くのが、やっぱり子どもの貧困対策ということで、学習の場ですよ、この（5）に書いている学習支援というのにぜひ力を入れてほしいなというふうに思います。もう時間もありませんので、要望で、今後ぜひ詰めていただいて、お願いしたいなというところです。

古手川委員長 では要望ということでよろしく願いいたします。ほかございますでしょうか。

平岩委員 要望で3点、済みません。

まず1つは、やっぱり貧困の中で虐待が起こるケースがとても多いと思うんですけども、虐待を見抜く目を育てるといふか、それは専門医とか先生、警察官じゃなくても、きのうこうした講習会があったんですけど、キャビンアテンダントも、それからスーパーの人も美容院の人もいろんな講習会に行って、やっぱりいろんな虐待とかDVを見抜く力を育てる、これはアメリカの例ですけども、そういうこともあるので、やっぱりたくさんの人たちのそういう視点があるといいなあとというふうに思います。

もう1点は、放課後児童クラブですけども、今余りにも厳しい状況で、子供の数が多いのには施設が整わないといふか本当にいっぱい、雨降りのときにはもう大変な状況で宿題ができるような状況ではないといふものもあります。地域によっては学童保育というところできちっと昔からやっているところもありますけれども、そこはやっぱり少し力を入れていかなきゃいけないし、育成クラブの指導員の人たちの賃金もきちっと今度からしていかなきゃいけないといふようなことも言われていますので、児童育成クラブのあり方もちょっと大事にしてもらいたいと思います。

それから、やっぱり大切なのは、教育委員会の管轄になるかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーをきちっと配置していく。国が1,400人だったか来年見通しているということでしたので、その100分の1で大分県は14人かとか思ったりするんですけども、やっぱりスクールソーシャルワーカーの存在が大事になってくるなあとと思いますので、ぜひその3点を意見として言わせていただきました。

古手川委員長 では、よろしく願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。これで諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。また、委員外議員の皆さん、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別がないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔福祉保健部退室〕

古手川委員長 ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

12時09分休憩

13時02分再開

古手川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより病院局関係に入ります。

執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

羽田野病院局次長兼事務局長 大規模改修工事の進捗状況について、ご報告いたします。

前回の常任委員会では、入札不調の状況のみご報告させていただきましたが、今回、入札不調の原因など検証結果とあわせて今後の対応につきましてご報告させていただきます。

それでは、お手元のA4横の資料の1ページをお開きください。

1 工事の概要及び2 入札不調に至る経緯に記載のとおり、既存本館及び現在建設中の増築棟に係る改修工事について、今年7月に入札公告を行ったところですが、参加表明をした共同企業体が入札を辞退したものであります。

3 入札不調の原因については、発注者である土木建築部で聞き取り調査等を行ったところですが、辞退の理由として、工期が長いこと、全国的に工事量が増加していること、病院運営中のいわゆる居ながら工事であることの3点が上げられています。

より条件のよい工事を選択した、予定価格と業者積算額とに乖離があったとの調査結果を踏まえ、4 再設計の方針について、土木建築部と速やかに協議・調整したところでございます。

まず、契約ごとの工期を短縮するため、全体工事を2分割し、施工者側のリスクの軽減を図ります。

加えて、消防設備など専門工事の掛け率の見直し等、施工実態を考慮した価格の設定を行うとともに、夜間工事範囲の見直しや防水工事の追加等、より実態に即した施工手順・範囲の採用を行うこととしております。

次の2ページをごらんください。

前回公告した全館一括発注から、その下の分割発注へと見直したイメージ図を掲載しております。なお、全体の工事期間や改修内容に対して、分割発注による影響はございません。

現在、再発注に向けて、設計の見直し作業を土木建築部で進めていますが、1番下の5スケジュール案のとおり、本館西病棟を中心とした一期工事については、来年3月に入札公告、来年6月の第2回定例県議会へ議案提出を予定しております。また、東病棟を中心とした二期工事については、平成30年2月に入札公告、同年第2回定例県議会へ議案提

出を予定しております。

なお、一期、二期、それぞれの工期は2年と2年3カ月を予定しております。当初計画は平成32年3月完了でしたが、再入札を行うことにより半年程度完了がおくれる見通しとなっております。

また、現在積算中の全体事業費についても設計見直しによる増額が想定されますが、新規患者の確保や適正な資金管理などにより工事期間中においても経常黒字を達成し、安定した経営基盤を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

井上委員 今後の方針ということで、工事を2分割するというので、イメージ図もあるんですけど、要するに全部合わせれば4年3カ月で流し切るから分割ということで、この場合は1回1回やっぱり第一期工事の入札、第二期工事の入札というやり方にするということでしょうか。

羽田野病院局次長兼事務局長 これまでは全体で4年間、一度に入札をかけたのですが、今回は2つの工事に分けるということになりますから、委員言われるように別の発注工事になるということです。

井上委員 そうした場合、一期工事と二期工事の業者が変わる可能性もあるということですか。

羽田野病院局次長兼事務局長 それはあるということになります。ただ、そこも今現在設計の委託業者等と協議して、実施する工事業者が変わっても工事に対して影響がないという判断をいたしました。

当初の全体の工事についても、もともと西側から先にやって、東側からやるという手順での一括工事でしたので、工事の流れとしては変わらないということになります。

三浦委員 予定価格が32億円ちょっとというふうにご説明いただきましたけれども、これから少し入札をかける段階で上がるかもしれないということで、全国的な工事量の増加はこれからまだ広がっていくとは思いますが、実際この当初の計画が今年度実施されれば手術室や厨房施設になったと思うんですけども、実際この中期事業計画の中にこの大規模改修が入っていたんですけども、そういうところでの問題点とか、半年延びることの問題点とかいうのはないのでしょうか、まずそこからお聞きしたい。

羽田野病院局次長兼事務局長 中期事業計画に直接影響するのは収支の問題になってくると思います。これだけの資金を使うということで、まだ今積算中ですので、どのくらいの増額になるかということは今現在ではちょっとわかりませんが、そこも今現在、私どもも想定した中で中期事業計画を組み立てておりますので、今回一定程度の金額は増額されても中期事業計画の収支の幅に影響が大きいというふうに見込んでおります。

患者さんの動向によっては厳しい状況も想定した中で考えております。

三浦委員 2つに分けて万が一入札不調とかという、そういった影響はどうなんですかね。価格も上がって工期もなかなか難しいという中で、もうある意味待ったなしの状況かとは思いますが、その辺はどういうふうな見通しですか。

羽田野病院局次長兼事務局長 ご心配される内容については、私どももやはり完全に払拭されているわけではございません。

まず、今調査した結果、工期が長いという理由の中に、いわゆる企業側のほうが専門的な人員配置をずっと4年間続けることができないとか、そういったいろんなもろもろのリスクを抱えるということで、今後オリンピック事業等中央ではさらに工事が多くなると思っています。ですから、そういうことも見込んだ中でのこの4年間を抱え切れなかったということになりますので、まずは2年間で入札に参加しやすいように設計していきたいということでございます。

荒金委員 前回辞退の場合の共同企業体の割り振りね、全国大手と大分県大手の2社で組ませたのかな。結局、一応ここまで名前が出ちゃって辞退したということは、入札で参加をしたわけでしょう。

秋吉会計管理課長 大成・新成特定建設工事共同企業体、これは全国大手と地場の組み合わせがございました。参加表明までして、実際に県病のほうにお見えになって調査をして、最終的な入札の前に辞退をしたという形であります。実はもう1つ、地場同士の組み合わせの共同企業体も協定書を結んだという届け出はありました。そこについては参加表明が出てきませんでした。その前の段階で終わったという形でございます。組み合わせは全国と地場でなければならないということはありません。

荒金委員 全く企業が参加をするかしないかわからない状態で、この2つの企業がここに浮上しているということはどういうことなんですかね。

秋吉会計管理課長 土木建築部に伺ったところによりますと、基本的に入札に参加したいということで準備を進めて、実際に具体的に職員等を入れて調査して、企業なりに金額をはじいて折り合わなかったというふうな。いわゆる予定価格も公表しておりますので、この額ではもう困難だったということで辞退をしたというふうに聞いております。

荒金委員 今回再度入札をやるわけでしょう。それと余り流れとしては変わっていないんじゃないですか。むしろ悪いぐらいじゃないですか、今から需要が膨らむ中で。

秋吉会計管理課長 入札不調の原因は大きく3つあるんですが、1つは先ほど次長が申し上げましたように工期が長過ぎるので、従事者の4年間の確保というのが難しいというのが1つあります。あとは工事量の増加でより条件のよい工事の選択といった部分もありますので。現在、土木建築部のほうで積算をしておりますが、全体の事業費予定価格はこの1回目のときよりもより実態に即した金額といたしますか、金額的な見直しも当然含まれております。（「ようわからん」と言う者あり）

河野副委員長 関連するんですけれども、この大成・新成特定建設工事共同企業体ですが、実質は地場の老舗が音頭取りしていると思うんですけれども、県病のすぐ近くに本社がありますけれども、実際にこういう工期等の見直し、分割発注という形での見直しで、例えば、再度入札に参加するというようなことは見込めるかどうかという、そんな情報は捉えていますか。

羽田野病院局次長兼事務局長 この工事の発注を土木建築部に委託してるので、病院局としては全く業者と接することはないんですね。そこのほうはどういうことか確認はちょっととっておりませんが、今回、不調の原因というのは、こういう企業さんのほうから情報をいただいて検証したということでございます。

先ほどのご質問と関連するんですけれども、できるだけ工事の規模を小さくして、多くの企業が入札参加できるような形を考えているということでございます。結果はちょっと私どもわかりません。

河野副委員長 要は土木建築部のほうとしては、これであれば再入札にかけて応募があるだろうという確証を持ちながらこういう方針を決めたという、そういう報告を受けているということですね、確認です。

羽田野病院局次長兼事務局長 確証と私のほうからは答えるわけにはいきませんが、そういった入札しやすい方向で検討してくれて、こういうやり方がいいだろうということで協議して決めさせていただきました。（「わかりました」と言う者あり）

田中委員 いろいろ不調の原因も申し述べてもらいましたが、県からすれば何かいちゃもんつけられて値段も上げますわと、そういう業者に対して、何か条件を改善したからもう1回なんていう話にはなかなか県からしたらなりにくいと、あなたたち放棄したじゃないかというぐらいの、やっぱり権威をもってやってもらいたいと私は思っているんですよ。だから、あなたたちはもう断ったんだから入札資格ないぞというぐらいのことをやれば、やっぱり今後の見せしめというか、これは県病だけじゃなくてこれからいろんな県の公共施設の建てかえとか含めるときに、何かリスクを負いながらやってもらっているというのが当たり前の話であって、あんまり業者本位のものでいちゃもんつけられてというのは私はちょっと感情的には許しがたいけど、こんな状態になっている以上は早く施設の改善してほしいと思っております。

それともう1点、増築棟については、これは余り緊急性はないわけですか。当初の計画であつたら一括して増築棟もやるんだけど、これは工期の二期に当てはめておるわな。

羽田野病院局次長兼事務局長 ちょっと説明のほうわかりづらかったと思いますが、増築棟についてはもう発注して工事中でございます。この増築棟と書いているのは、本館の工事をするとき病棟を動かさなければならぬので、一部事務関係の階をこの増築棟に移します。で、病棟を移動させていくという工事も工程にあります。最後に本館が出来上がった後に、この増築棟をもう1回改修して診療機能が発揮できるように変えていくと。ですから、今はもうこれは別発注で工事中で、まず事務系の部屋割り建物をつくっているということです。

田中委員 わかりました。

玉田委員 県立病院の中期計画がありますよね。その計画に今回の工事が影響して患者さんが減ったとか、騒音とかいろんな問題のないようにしてほしいのと、やっぱりこの5年間の計画の中で、ちょうど平成30年第一期工事が終わるとというのが計画のところなので、またその計画の見直しのときに、工事の影響分もしっかり見ながら考えてほしいなど、要望ですけれども。

羽田野病院局次長兼事務局長 中期計画については、この大規模工事が1つの柱になっておりますので、資金繰り、そこについては十分私どもも考え、最悪の場面も想定しながら実施していきたいと思っております。

そういう中で、やはり我々の努力は、患者さんを減らさない、逆にふやしていく努力をしていくということで頑張っていきたいと思っております。

荒金委員 せっかくあなたたちがこれを説明したでしょ。土木の関係は私たちはわかりま

せんじゃ話にならるので、今後そういう話のときは土木建築部の誰かしかるべき人を参加させたらいいんじゃないかと思いますが、どうですか。今から再三あるよこういうことは。うちはその分についてはわかりませんが、病院の内部のことだけですかということじゃ困るでしょ。検討してみてください。

古手川委員長 委員、その辺はまた私のほうも病院局と打ち合わせをしながら、必要であれば、適宜来て説明をいただくという形で検討させていただきます。ご意見としてありがとうございます。

それでは、ほかはもうよろしいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 とにかく今、玉田委員もおっしゃるようにスムーズに、そしてまた入院、外来の方に迷惑かけないように、患者数を減らさないように、そういう努力をきちっとやっていたいただければと思います。

それでは、これで病院局を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

古手川委員長 これより生活環境部関係に入ります。

諏訪生活環境部長 本日、生活環境部からは、合い議案件1件、それから付託案件2件、諸般の報告8項目をご説明させていただきます。

なお、本日は矢野防災危機管理監は南海トラフ地震対策に係る提言活動で上京しておりますので、欠席とさせていただきます。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

古手川委員長 わかりました。

それでは、まず合い議案件の審査を行います。

商工労働企業委員会から合い議のありました請願12伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願12伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出を求める請願について、ご説明いたします。

資料は請願文書表、緑色の表紙の薄いものの5ページです。

国の原子力災害対策指針では、あらかじめ重大事態の発生を仮定し、その影響が及ぶ可能性がある区域を定めた上で重点的に対策を講じることとしており、発電所から30キロメートル区域内を原子力災害対策重点区域と定めています。本県は、伊方発電所から最短で45キロメートルの位置にあり、この区域外となっています。

また、原子力規制庁が、伊方発電所で、福島第一原子力発電所と同等の事故が発生したことを想定し、年間を通じた実際の気象条件も反映して分析した放射性物質拡散シミュレーションによりますと、避難が必要となる放射性物質の拡散は発電所から南南西21.9キロメートルにとどまるとされています。

伊方発電所以西の伊方町民の避難につきましては、先月の原子力防災訓練におきまして、自治体に実際に避難者を県内の避難所で受け入れる訓練を実施したところですが、本県の道路や港湾が地震・津波で被災するような複合災害も想定しまして、海岸部が被災してい

れば内陸部の市町村で受け入れるなど4つのモデルケースを設定し、こうした場合でも最大限の受け入れができるよう、柔軟に対応していくこととしております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

玉田委員 一般質問でもやり取りがあった21.9キロメートルの捉え方なんですけれども、一般質問では部長が民間のシンクタンクが出したのは、原子力規制庁とはまた違う風向きで、いろんなシミュレーションの中の1つだと、民間なりに考えたという趣旨の発言で。原子力規制庁のほうからすると21.9キロメートルの範囲内ということで、あの答弁のやり取りを聞いていて思ったんですけれども、21.9キロメートルで放射性物質の拡散がびたっととまってしまうというふうな、そういうふうなイメージではないんでしょうけれども、そういうふうにも聞こえたので、実際のところグラデーションみたいにずっと薄くなっていくって来るんでしょうけど、そうすると大体毎時何シーベルトぐらいのものが来るのかとか、そういうふうな具体的に議論できたらいいなあと思いながら聞いていたんですけれども、21.9キロメートルというのは平成24年10月24日に出た数値だと思うんですけれども、民間の分が最近ですよ。どちらが信憑性があるかというのは僕らには判断がつかないところもあるんですけれども、ただスタンスとしては、想定外とはもう言えないという前提でいろんな避難計画がつけられていくんだということであって、さっきおっしゃった21.9キロメートルの範囲内にとどまるということが本当に大丈夫なのかなという疑念を拭えないところは確かにあるというふうに思うんですね。そのところはいかがなんでしょうか。

諏訪生活環境部長 原子力規制委員会があって、その事務局が原子力規制庁ということで、これは当然、政府とは独立した総理大臣も意見が出せない独立した組織ということなんです。ところが伊方地域の気象を実際、年間どういう風が吹いてというようなことをもとに出したのが、先ほど出ております放射性物質の避難が必要となる放射性物質の拡散ですね、これが21.9キロメートルの地点までということで、委員言われたように、避難が必要となるというところで、当然それより低いレベルのものというのは来るとは思うんですけれども。

それで、もう1つの民間の環境総合研究所ですね。ここのシミュレーションは、仮にこういう風が吹いた場合はということなんです。それと、よく環境総合研究所のものも見てみますと、例えば20マイクロシーベルト、これがやはり避難が必要となるようなレベル、その範囲内は、結局、原子力規制庁が出しているような距離までにやっぱりなっているんですね。ですから、原子力規制庁が出したものは、実際の伊方地域の年間を通じた気象条件をもとに出している。環境総合研究所については、仮にこういう風が吹いたらどうなるかという、その辺の違いだろうというふうに我々は考えております。

玉田委員 ちょっとまたこれは詳しく議論というか、何か数値をやり取りしながらやったほうがいいかなというふうに思うんですけれども、原子力規制委員会といたらIAEAですね、国際原子力機関の避難基準となる1週間当たりの被爆量が100ミリシーベルトの距離だというふうに聞いています。平成27年9月の、福島の計画的避難区域の設定基

準というのが1年間に20ミリシーベルトで引かれているんですよね。だから、21.9キロメートルの範囲外、それ以外のところ、さっきおっしゃった45キロメートルのところとか、それ以上のところについてどれくらい来るかというところまで、僕らもまだそこまで突き詰めていないですけれども、そういう中でその数字の議論というのはひとつ必要なかなあというふうな思いで一般質問を聞いていたのと、東日本大震災でやっぱり想定外という考え方は許されないということで地域防災計画を立てたと。その中で原発問題の避難計画も立てたと、想定外というところをどの基準でとられているのか、それぞれの立場があるんでしょうけれども、そういうところなかなあというふうに思いました。

古手川委員長 よろしいですかね、意見として。ほかはございますか。

田中委員 伊方原発に対する万が一の事故に備えての危機管理意識、これは当然持つべき話であって大事な点なんだけど、いろんな四国側の人たちの話を聞くと、何か大分県は余りに異常に騒ぎ過ぎじゃないかと、地元の1番被害を受ける愛媛県は粛々とやっているんだと、何か外周りのほうがわあわあ騒ぎ立てていると。危機意識は大事という反面、風評被害じゃないけれども、過剰な騒ぎ立てをして、何かいかにもこれが起これば全面的に大分県は被害を受けるみたいな、そういうやっぱり騒ぎ立てじゃないけれども、もっと冷静に科学的な反応をしながら、客観性をもってこの問題は粛々とやっていく必要があるし、ただ感情論として反対だとか言ってわあわあ騒ぎ立てる、やっぱりそこが本当に我々の姿勢としていいんだろうかと思っている県民もたくさんおりますので、そういう冷静さをもってこの問題に対応すべきだというふうに私は思っているんですけれどもね、意見として述べておきます。

荒金委員 この問題に関しては、先ほどの数値とかいろいろありますけれども、今度はその数値が想定外の、また次の想定外ということ等もあり得るわけだね、現実にはないかもしれない。そういうさなかで福島原発がこういうふうになった、原発は極力廃止しましょうという中で再稼働が出てきたわけでしょう。いろんな経済的な要素の中で再稼働が出ざるを得んような状況には理解を示しますけれども、本来やったらないうほうが1番いいんです。やっぱりこういうのはぴしっとしたデータが基本的にとれっこないと僕は思う。だから来ないほうが1番いいなと私はそう思いますけどね。だから、やっぱり再稼働反対ですね、私は。

古手川委員長 いろいろご意見いただきましたが、ほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本請願のうち、本委員会関係部分については、採択すべきものと商工労働企業委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

古手川委員長 賛成多数であります。

よって、本請願のうち本委員会関係部分については、採択すべきものと商工労働企業委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第118号議案大分県食育推進条例の制定についてですが、本案は農林水産委員会及び

文教警察委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは執行部の説明を求めます。

佐伯食品安全・衛生課長 議案書33ページの第118号議案の大分県食育推進条例の制定について、ご説明いたします。

お手元の委員会資料1ページをごらんください。

資料左上の1条例制定の背景ですが、食育基本法が平成17年に施行されてから、本県では、大分県食の安全・安心推進条例の第24条に食育の推進を規定するとともに、平成18年から大分県食育推進計画を策定し大分県の食育を推進してきました。

しかし、課題にありますように、6つの食問題など子どもたちを取り巻く食環境の変化、若い世代の朝食喫食率の低下、不規則で偏った食生活に起因する生活習慣病の増加や、特に本県は平均寿命と健康寿命の差が長いなど、食に関するさまざまな課題があります。健康寿命日本一を目指す上でも食育は非常に重要です。

その下の四角で囲んでいるように、これらの課題を解決するためには、県民1人ひとりが食への関心を高め、食育を実践していく必要があります、食育を県民運動として展開し、継続的・持続的な取り組みができるよう、本条例の制定について提案するものです。

2 これまでの経緯ですが、大分県食育推進会議や安心・活力・発展プラン2005推進委員会などで、もっと食育を推進すべきなどのご意見をいただきまして、条例制定について検討を行ってきました。また、条例案の策定に当たっては、関係団体や県政モニターのアンケート調査結果、パブリックコメントの意見等を参考としました。

資料右上の3条例案の概要についてですが、この食育推進条例の制定は、都道府県では九州初、全国では岐阜県、兵庫県、広島県に次いで4番目となります。

前文では、下線部にありますように、食育とは、「食」に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことであると示した上で、子供の健やかな成長や健康寿命日本一の実現にもつながる極めて重要なものであることから、県、市町村、県民の連携と協働により、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進する決意を表しております。

これを実現するための方策として、第1章総則で目的、基本理念、関係者の責務・役割等を規定し、第2章基本的施策では、家庭、職場及び地域社会、学校・保育所等における食育の推進、生産者と消費者の交流や地産地消の促進、食文化の継承、環境への配慮、食育活動者の育成と情報提供、おおいた食の日等を規定しています。中でも下線の⑥、⑦、⑨は他県にはない本県独自のものです。

また、第3章では、これらの施策を下支えする大分県食育推進会議と大分県食育推進計画について規定しています。

施行日は平成28年4月1日を予定しております。

慎重なご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

玉田委員 私は賛成という立場での要望・意見ですが、この食育、具体的に地域の中でど

こが具体的に実践していくかというところがこれからの課題だというふうに思いますし、特に期待している例えば学校現場とかでの活動、それから、食育活動者の育成とか新しいものが入っていますけれども、市町村合併以降この10年間、給食調理場をうまく食育活動の中に位置づけられないかなというふうな思いがあるんですけども、この給食調理場自体がどこも減ってきているという実情がありますし、私が調べたところでは、この10年間で給食に携わっている職員の数が県下で3分の1ぐらいになっているんですね。せっかくいろんなノウハウを持っている方々がそこの現場の最前線から去っているという状況なんかがあるので、そういう方々の活用も含めて地域での実践の場をしっかりとつくってやってほしいというふうに思っています。課長のほうで何かありましたらお願いしたいと思います。

佐伯食品安全・衛生課長 学校現場は食育の中でも非常に中心的な部分を担うというふうに私どもも認識をしております。基本的に教育庁のほうで取り組みをやっておりまして、現在、学校栄養職員が96名、そして栄養教諭が31名で食育の中心を担っているわけでございますけれども、委員ご指摘のとおり、調理場単独校が減って集中化をしてきているということでございまして、学校栄養職員が調理場においていろんな食育の授業をする時間が確かに減っているというような報告を聞いております。

そこで、栄養教諭が学級担任と一緒にあって、特別活動であるとか、家庭科の時間で授業を行いながら、その辺を補足をしているというふうに聞いております。

そういったことで、教育庁としては、現在、栄養教諭が31名しかいないということで、これは九州各県等とも比較して少ないというふうに聞いておりますけれども、こういったところを充実させながら、特別活動や家庭科の授業を中心にしながら、もちろん給食の時間もさらにそういう教諭を使いながら充実をさせていきたいというふうなこと、そういう方針でいきたいというふうに聞いております。

玉田委員 先ほど福祉保健部から子どもの貧困対策の計画の概略について説明を受けたんですけども、そこでもやっぱり食育というのは非常に重要性が出ていましたし、生活環境部が食育の全体を統括するというのは何か食育の分野が広いものですから、佐伯課長のところで大変だなという思いもあるんですけども、教育にかかわって、福祉がかかわって、子育て支援がかかわったりいろいろするものですから、ただ、いろんなところで公共機関がどんどん縮小していかざるを得ないような状況になっているので、その中で、具体的にどう食育ということを地域の中に落とし込んでいくかということについては、現場の実践が大事なので、そのところは目配りしながらコントロールしてやっていってほしいと思います。

諏訪生活環境部長 やはり実践が非常に大事だというふうに思います。当然、他部局と一緒にあってやらなければならないわけでありまして、まずはみずから実践をするということで、実際に我々、自分で弁当をつくって、持ち寄って食べるという試みもしております。自分でつくるのが1番わかりやすい。もう大変なんですね、これ。私も5時に起きてつくりましますけれども。それで、やっぱりつくってくれる人、あるいは地産地消、大分の自然の中でこんな食材をつくってくれている人、そういう人たちに対する感謝の気持ちも出てきますし、そういう食のありがたさというものが感じられますので、やっぱり子供さんにも実際弁当をつくってもらおうという取り組みも今教育委員会はやっていますので、そう

いうものを広げていきたいなというふうに思っております。

古手川委員長 みずからお弁当をつくられているということで、おいしいお弁当に、やっぱり食はおいしくないと、頑張る。（「県庁ホームページでアップすればいい」と言う者あり）

平岩委員 大分県食育推進条例に何も異論はないんですけれども、本当に小さいときから食べることの大切さと、本当にいいものが口の中に入って、それを味覚で分別できるような子供になっていかなきゃいけないと思うんですね。やっぱり子供の指導が大切なんですけど、先ほど栄養教諭が31名と言われたんですかね、これはふえていったほうだと思っただけなんですけれども、でも、実際、自校給食がどんどんなくなってセンター化してさらに民営化されてというような状況の中で、学校で栄養について語ることが本当に難しくなってきた、自校給食の学校栄養士さんもそこにいない、人数で制限されているというようなところで本当に難しい、教員が献立を立てているというのが現実ですから。その辺は教育委員会の管轄ですけども、本当に食育に力を入れるんだったらそんなところは切っちゃいけないなあとこのふうにつくづく思いますし、先ほど自分のお弁当を食べるという活動を四国のほうでなさった校長先生がいらして、子供たちが育っていったというのがありますので、ぜひ部を飛び越えて本当にやっていっていただければと思います。

佐伯食品安全・衛生課長 部局連携ということでございますけれども、この条例をつくる段階におきましても、他部局と随分いろいろと一言一句詰めながら作業を進めてまいりまして、その中で、やはり関係者、行政、県の中で随分と食育に関する認識も深く広がってきたんじゃないかというふうに思います。そういった意味で、これからはもちろん新たな事業をどうするかということも求められているんですけれども、この条例をつくる段階で、関係者、関係部局の幅広い方々の認識を高めることができたなというふうに考えておりまして、さらに今後、食育推進計画なども立ててまいりますので、そういった中でいろんなこれまでの事業をさらに拡大しながら、新たな事業も取り組んでいきたいというふうに考えております。

三浦委員 要望というか意見です。課長おっしゃるように九州初で、他部局とも詰めていって大分県らしさも出てきて、大変すばらしい条例ができ上がってきているなど。また、食育推進計画が平成28年から第3期、32年までということで、かなり高い数値目標等が案として上がってきているというふうに思います。ぜひ玉田委員が言っていましたけれども、市町村や県民の皆さんにうまく周知をしていただき、県民運動を巻き起こしていただいて、高い数値目標を目標年度までにぜひ達成していただきたいなというふうに思います。

田中委員 先ほどの大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の中にもこのブラッシングと食育とフッ化物洗口というのは三位一体でやるということで、そういう条例のかぶりもあるんですけれども、やはり特に子供の問題については自分で食事をつくれということとはできない、与えられたものを食べるしかできないわけで、その意味で学校給食とか、こういう学校の役割というのは物すごく大きいと思うんですね。そういうところの指導を特にやってもらいたいし、特にやっぱり子供、この食育に関しては子供のむし歯との相関関係は非常に強いと思いますね。だから食育を推進することによってむし歯の罹病率が減っていくと、こういうものも一つ指標の中に入れてながら頑張っていただきたいなと思います。大変

いい条例をつくっていただいたことに感謝したいと思います。

古手川委員長 そろそろ打ち切りたいと思いますが、おおむね皆さん積極的にいいことだからやれという激励の言葉ばかりでございますので。（「結構です」と言う者あり）

井上委員 私も賛同するところですが、18条のおおいた食の日、これは食と書いてごはんと読ませるわけですけど、これを当て字にあえてしたのは何か理由があるのでしょうか。

佐伯食品安全・衛生課長 先ほど部長が申しあげましたように、もともと全国的に自分でつくる弁当の日という取り組みが広がっておりまして、今回条例を策定する上でも自分でつくる弁当の日をシンボリックに盛り込んで、それを県民運動として広げようというような案を当初持っておりましたけれども、弁当の日というのがどこでもあるので、ちょっと大分県独自性がないなということで、県民会議等の意見で、じゃあ大分県独自で大分食の日、食べる日ということで、自分でつくる食の日ということで設定しようじゃないかというご意見をいただきました。

それで、その中で、食の日というのがなかなかわかりにくいなというご意見が出まして、ごはんという言い方のほうが優しくてわかりやすくていいんじゃないかというようなことでごはんの日に当て字としておりますけれども、ただ、条例上は食と書いてごはんとは読めないということでございましたので、一応条例上では食と読みますけれども、これから普及させていく中では、ごはんの日という形で普及を進めたいなというふうに考えております。

井上委員 何か子供が混乱するんじゃないかという気がする。まだ今から漢字を覚えようかという子供が。これはごはんだと、あんまり当て字はせんほうがいいような気がするんですけどね。まあいいです。

河野副委員長 もう答弁はいらないんですけど、先ほども言われたとおり食育は非常に範囲が広く、これを県民運動にするというのはすごく手法的に大事な点があるんじゃないかと思います。県民運動として、やっぱり共通の課題意識を県民の中に植えつけて、それに向けた解決手段というのを提示するということが初めて実行できる問題だと思うんですね。

ですから、例えば、長野県が取り組んだ減塩運動というのは、塩分のとり過ぎがこれだけ寿命を縮めていますよと。心疾患や脳梗塞そういったさまざまな死因のすごいトップのところに来ていますよ、だから減らしましょうね。その具体化には、みそ汁のチェックをしましょうね。そういう、なぜこれが必要なのかという課題意識、それを解決する実行力という部分で提示がないとなかなか県民運動にはなり得ないと思うんです。その辺はこれから具体的な条例をもとに展開されるのかと思うんですが、一遍にぽんと食育というよりは少し個別の具体目標を掲げていただきたいなと、これは要望ということで。

古手川委員長 要望ということでよろしく願いいたします。ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案について、合い議をしておりました農林水産委員会及び文教警察委員会の回答は、両委員会とも原案のとおり可決すべきものであります。

それではお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、請願 1 3 原発事故等の対策について大分県に説明会の開催を求めることについて、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願 1 3 原発事故時の対策について大分県に説明会の開催を求める請願についてご説明いたします。

資料は請願文書表の 7 ページになります。

本県は、伊方発電所から最短で 4 5 キロメートルに位置し、国の定める原子力災害対策重点区域外にあります。万が一の事態も想定し防護対策を講じておく必要があります。

風向き等の気象条件によって万が一の本県に放射性プルームの影響が及ぶ場合においては、国の指針や専門家の知見等から、原発から 3 0 キロメートル区域外の防護対策としては屋内退避が効果的とされているため、屋内退避の効果や手順等をわかりやすく説明した住民向けのパンフレットを作成し市町村にも配布するなど、住民への浸透を図っているところです。

また、これらの対策については、市町村の担当課長等に対して会議や研修会の場などで繰り返し説明を行うとともに、1 0 月には、伊方発電所において、安全対策等の現地研修も実施したところです。今後も、市町村に対してこのような研修等を行っていくこととしております。

こうした中、先月実施した原子力防災訓練においては、大分市佐賀関地区で、住民が参加した屋内退避訓練を実施したところですが、参加者からは、屋内退避の有効性や手順が確認できてよかったとの感想もいただきました。

今後も、住民向けの研修会や訓練等を実施しながら、放射線の影響や住民の防護対策等について丁寧に説明を重ね、正しい知識と理解の浸透を図っていくこととしています。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

河野副委員長 要するに請願の内容を既に織り込み済みであるという趣旨ということなんでしょうか。

池永防災危機管理課長 説明会等を始めておりました。パンフレットもつくりまして、また今後、住民向けの研修会を開催していきたいと、こう思っております。

古手川委員長 やっているという。

平岩委員 これからもやるんですね。

河野副委員長 やっているし、これからもやるということですね。

池永防災危機管理課長 そうですね。

荒金委員 この請願は、やっているし今からもやるんだから、この請願どおりでいいんじゃないの。請願をまた出す必要があるのかな。

古手川委員長 やっぱりやっているという格好であればですね。

田中委員 余り意味ないなあ。採択する意味もない。

玉田委員 1 回保留して、請願を出した人と 1 回。

荒金委員 そうだな、保留がいいな。

〔「継続」と言う者あり〕

古手川委員長 お諮りいたします。

執行部の説明の中で、順次そういう説明を県のほうも行っているということでありまして、この請願の趣旨は県のほうで説明をしていただきたいという趣旨だと思います。ただ請願を受け付けておりますので、これは委員長としてはそのまま継続審査という形の中で、守永議員と原田議員が紹介議員でございますので、また改めて協議をして、あと対応させていただきたいと思っております。

荒金委員 きょうは一応継続やな。

古手川委員長 はい。継続審議という形で本日の委員会としては結論を出したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 わかりました。それでは、本請願は継続審査という形で対応させていただきたいと思っております。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告については、先ほどご説明しましたが、政策条例の効果等の検証でありますので、委員の皆様のご意見をお願いします。

では、執行部は説明をお願いいたします。

山本生活環境企画課長 それでは、大分県飲酒運転根絶に関する条例についての効果等の検証について説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

平成19年7月31日に公布・施行されました本条例も今年で8年が経過いたしまして、飲んだらのれん条例として広く浸透し、これまで関係機関・団体と連携しながら各種対策に取り組んでまいりました。

まず、1条例に基づき実施している事業の概要でございます。

条例の第3条県の責務の規定に基づきまして、知識の普及、意識の高揚など総合的な施策を実施してまいりました。

主な内容として知事、県議会議長ご出席のもと飲酒運転根絶県民大会の開催や飲酒運転根絶キャンペーンの実施、啓発物品の作成配布、新聞への広告掲載など広報啓発に努めまして、県民運動として広く取り組んでいるところでございます。

また、2基本方針は、条例を制定した平成19年の10月に策定いたしまして、県のホームページで周知しているところでございます。

3施策を推進するための体制整備等でございますが、大分県交通安全推進協議会に飲酒運転根絶部会を設置し体制を整備するとともに、条例制定当時から毎年、県議会議員と執行部が一緒になって街頭啓発活動を実施しております。

今年度は、新たにこういう飲んだらのれんコースターを作成いたしまして、飲食店や街頭啓発で配布したところでございます。この中にコードがございまして、携帯やスマートフォンで読み取っていただきますと飲んだらのれんの音楽が流れます。

次に第6条相談等では、交通事故相談員2名を配置いたしまして、相談対応に当たっているところでございます。

第7条情報提供等につきましては、年4回の広報紙を発行するとともに、交通安全教育講師を事業所等の研修会に派遣いたしまして、講話を通して情報提供をしているところでございます。

第8条飲酒運転根絶県民運動の日の毎月20日は、県内一斉街頭啓発活動日として定着しているところでございます。

第9条表彰につきましては、毎年、飲酒運転根絶県民大会におきまして、功労者等に対し表彰を行っているところでございます。

次に、2成果ですが、本条例が施行された平成19年には飲酒事故が前年に比べ約5割減少し、その後、平成24年まで横ばいの状況でありましたが、平成25年から緩やかに減少しつつあり、かなり県民の皆さんに浸透してきているというふうに考えております。

3課題ですが、関係機関団体と連携しながら各種対策を実施してきておりまして、飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるものの、いまだ根絶に至っていないという状況でございます。

この課題を受けまして4今後の方向性ですが、引き続き地道に粘り強く各種対策に取り組んでいき、飲酒運転根絶を県民運動として定着させて、さらなる気運の盛り上がりを図りたいと考えております。

また、運転者本人だけではなく、家庭、職場、飲食店等の関係事業者に至るまで飲酒運転の危険性や事故の悲惨さ等の周知に努め、飲酒運転を絶対にしない、させないという社会環境づくりに邁進していきたいと考えております。

以上でございます。

法華津防災対策室長 委員会資料の4ページをお開きください。

平成21年4月1日に施行された大分県減災社会づくりのための県民条例の効果の検証についてご説明いたします。

1条例に基づき実施している事業の概要について、本条例第10条で、県は、県民等の自発的な防災活動の促進を図るとされていますので、今年度実施しております主な事業を説明いたします。

まず、1の地震・津波対策推進事業です。

この事業は、東日本大震災を踏まえ、南海トラフ巨大地震等に備え、人的被害の軽減に向けた住民の早期避難を実現するために市町村が避難路や非常用備蓄品の整備等を行うもので、②対象事業に列挙していますが、平成23年度から避難路・避難地の整備、非常用資機材や避難補助用具の購入等に対し補助を行っています。

次に2自主防災活動促進事業です。

この事業は、自助・共助の取り組みにおいて重要な役割を果たす自主防災組織の活動の活性化と実践力の向上を図るものです。

(2) 事業内容の主なものを説明いたします。

①は活動のかなめとなる防災士を自主防災組織に配置するため、養成研修を実施するとともにスキルアップ研修等を実施しております。

次に②ですが、自主防災組織等の活動を支援するため、気象予報士やNPO法人等の防災活動に関する知識や指導力を有するアドバイザーを派遣しております。

資料の5ページをごらんください。

続きまして、3 防災行動力育成事業についてです。

この事業は、県民1人1人が、災害の種別ごとに、自身の身を守るための避難行動や日頃の備えを適切に行うことができる防災行動力を身につけていただくものであります。

(2) 事業内容の主なものとして、①は住民みずからが身のまわりにある災害リスクをあらかじめ把握し発災時に適切な避難行動がとれるよう、災害・避難カードを住民自身につくっていただくものでありまして、今年度、竹田市下矢倉地区をモデル地区として実施し、その後県内で普及させたいと考えております。

その下の②ですが、昨年12月に更新しました地震体験車ユレルンダーを県内各地で積極的に活用しまして、地震の揺れを体験することで家庭での家具の固定等の備えにつなげてもらうものであります。

また、その下の条例第12条「県民減災社会づくりの日」に基づく取り組みとしまして、毎月1日に県民安全・安心メールやラジオのスポット放送を活用いたしまして、災害への備えを呼びかけ、防災意識の向上を図っております。

次に、2成果についてであります。

地震・津波対策アクションプランにある指標から、県民の自発的な防災活動に関連する主な指標として3つを挙げております。

3つ目の、自主防災組織における避難訓練の実施率ですが、平成23年時点で21%が本年3月現在で44%となっております。30年度には90%を目標としておりますが、南海トラフ地震により津波浸水が予想される地域では100%を目標に市町村と連携して取り組んでまいります。

次にその下の3課題です。

1つ目は、防災士が未配置となっている自主防災組織に防災士を確保する必要性があります。

2つ目に、防災士が地域の中で活発に活動していただくことが重要であります。避難訓練の実施率等を見ますと、まだまだ防災士が十分に活躍できる環境が整っていない点がございます。

3つ目ですが、適切な避難行動の定着に向けて、引き続き防災意識の醸成に向けた取り組みが必要であると考えております。

最後に、3課題に対応するための4今後の方向性ですが、自主防災組織の活動が活発に行われるよう、かなめとなる防災士を引き続き市町村と連携して養成していきます。

2つ目ですが、防災士が自身の地域で防災アドバイザーのように活躍できるよう、実践力向上のためのスキルアップ研修を充実するとともに、防災士間で取り組みが共有できるようにネットワークづくりを支援してまいります。

3つ目に、先ほど説明いたしました災害・避難カードづくりの手法等を防災士の活動の1つとして位置づけまして、防災行動力の育成、防災意識の浸透に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

三浦委員 大分県減災社会づくりのための県民条例の成果の達成状況で、避難訓練の実施率が平成23年が21%と、平成27年3月は44%ということなのですが、分母はどの、市町村全ての防災組織に対して44%なのか、どういったことで44%となっているんですか。

法華津防災対策室長 県内の自主防災組織が3,556団体がございまして、それが分母となっております。

三浦委員 30年度末が90%と高い目標数値を掲げていますが、現状はその半分にも至っていないと思うんですけれども、今後どういったことで上げていくのか、今後の計画的なものがあれば教えていただきたいと思います。

法華津防災対策室長 2成果のところにありますけれども、避難訓練の実施率が27年3月現在で44%ということで、津波の浸水予想地域ですね、津波の恐れがある地域では76%と非常に高くなっているんですけれども、どうしても内陸部がなかなか災害を身近なものとして感じていただけていないということで、そういった地域の避難訓練の実施ケースが低いものですから、今後は特に内陸部を重点的に市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

田中委員 防災士の養成について、県議会も11名新人の方もおられますし、来年ですか、ことしですか。（「毎年」と言う者あり）いや毎年やけど、それにぜひ参加していただきながら資格を取ってほしいと思いますけれども。私も防災士の証をいつも携帯して全国のどこに行っても宣伝するんですけど、要するに防災士の資格を持った人の再教育とか、1つ取ったというだけで、仮免を取ったようなだけで何かそれだけでいいのかなという感じがするんですよ。そういう防災士の資格を取った人の教育訓練とか、何かそういうものを継続してやらないと、取ったきりで後がそのままじゃ何か余り意味がないんじゃないかという感じがするんですね。だから防災士をつくることは大事だけど、つくった後の人をどうこれから鍛え上げて実践の現場で使えるかどうかということ、そういうものを含めてやっていただけたらなと思っているんですけれども、何かそういう案がありますか。

諏訪生活環境部長 先ほどご説明した中のスキルアップ研修がそれに当たるわけですが、委員が言っておられたように取っただけではということなんで、それが自動車免許みたいに、ゴールドカードになるように、要は実際に活動をしてもらうというのがやっぱり必要でありますので、そういう活動ができる環境づくり、そういうものを提示しなければなかなか実際に動けないですね。先ほど申し上げましたように、災害避難カードづくり、これを防災士が中心になってつくってもらうとか、そういうことをちょっと提示しながら活躍をさらに進めていきたいと思っております。

田中委員 議会側も、協力体制をもって頑張っていきたいと思っておりますから、よろしく願いします。

河野副委員長 難しいかなとは思いますが、私も地域の防災訓練等に出させていたくんですが、実際の地域の方々の真剣さというか、この地域はどれほどの危険度、災害に対する耐性を持っているのかという客観的な判定がなかなかないものですから、自分たちの住んでいるところがどういう危険にさらされているのかという部分の認識というのが共有化されていないという、そこに大きなちょっと問題があるのかな。先ほど言われた内陸部について、津波災害がないからという形で、そうは言っても土砂災害やさまざまな

危険性はあるわけであって、その意味で何らかの地域ごとのいわゆる防災対応力みたいなものを評価する仕組みが必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺何か検討されていれば教えてください。

法華津防災対策室長 先ほど説明いたしましたけれど、今後の方向性というところで災害・避難カードづくりを、ことし竹田市の下矢倉地区をモデル地区として掲げておりまして、この取り組みを県下に広げることによりまして、自分の周りにどういった危険があるんだというのを、まず住民の皆さんに知っていただく。その前提として、実はあさって竹田市の下矢倉地区に私ども入って行くんですけども、みんなで地域を回って、それぞれ各人で、ああ、ここは危ないなというのを確認をしていただいて、それを今後の避難カードに役立てていただくということで、この取り組みを広げることによりまして、住民にみずからの、先ほど委員がおっしゃられましたような危険箇所を知っていただけるのではないかなというふうに考えております。

河野副委員長 その辺、防災士会とか民間をどんどん使って、防災士会のほうで地域の危険判定みたいな、地域住民にそういったアピールという形が進められるということは非常に大事かと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

古手川委員長 よろしくお願いいたします。

ほかにご質疑等もないので、ただいまのご意見等を踏まえ、おおいた元気創造検討会議に報告いたしたいと思えます。

なお、報告する内容につきましては、委員長にご一任願いたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、そのようにいたします。

次の、②から③の報告をお願いします。

山本生活環境企画課長 第3次大分県環境基本計画及びこの後に説明いたします第4次おおいた男女共同参画プランにつきましては、議決を要する計画といたしまして第3回定例会において立案段階での骨子を報告させていただきました。今回、計画の素案がまとまりましたので、それぞれ報告させていただきます。

常任委員会資料6ページをお開きください。

これは第3次大分県環境基本計画の概要の施策体系ごとの取り組みの一部をお示しているものになりますが、この中で、新しく記述を追加したもの、または取り組みを強化したものはアンダーラインをしている部分でございます。

いくつか挙げますと、基本目標1の1豊かな自然や生物多様性の保全の(3)多様な生態系の保全の2つ目、クラウドファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みづくり、基本目標2の2水・土壌・地盤環境の保全の(2)豊かな水環境の創出の1つ目、県民、事業者、民間団体、行政等の幅広い団体、子どもから大人までの幅広い世代が協働して各地域で取り組む豊かな水環境の創出に向けた取り組みの推進でございます。基本目標3では1温室効果ガスの排出抑制対策等の推進の(3)気候変動の影響を軽減するための取組(適応策)の1つ目、農作物の栽培管理技術の開発・普及や高温耐性品種への転換等高温被害を軽減する対策でございます。基本目標4の1環境・エネルギービジネスの拡大の(1)新エネルギーの事業化の支援の1つ目、大分の特性を生かした

地熱・温泉熱、小水力発電の更なる性能向上やコストダウンに向けた取組などが新しい項目でございます。

また、基本目標5の1県民総参加による環境保全活動の推進は、これまで進めてまいりました県民総参加のごみゼロおおいた作戦の取り組みを、その成果を生かしてステップアップさせたおおいたうつくし作戦として、環境保全活動を通じて地域活性化を図る取り組みとして記述しております。

次に、7ページ、環境指標でございます。

環境指標については50項目設定しております。新たな指標が10項目でございます。また、その他は目標値の見直しなど行いまして取り組む指標でございます。

新たなものは資料の指標項目を太枠で囲んでおります。例えば3番のNPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数、それから17番のPM2.5の環境基準達成日率などでございます。

次に、9ページ、県民意見募集の結果でございます。

県民意見募集の方法としては、10月29日に開催されたごみゼロおおいた作戦県民会議の中で委員の皆さんへ意見の提出をお願いしたところでございます。また、11月2日から12月1日までの期間でパブリックコメントを行いまして、7名から19件のご意見をいただいたところで、主なご意見が資料のとおりでございます。

1つご紹介しますと4番目の、気候変動の影響を軽減するための取組（適応策）の推進について、大分県の緩和策・適応策を具体的に列挙し、その対策が必要ではないかなどの意見をいただいております。いただいたご意見は計画案に反映させているところでございます。

今後のスケジュールですが、今月大分県環境審議会に諮問いたしました。来年1月に答申をいただいた後、28年第1回定例県議会に計画案を上程させていただく予定としております。

なお、本日は常任委員会資料とは別に、同名の別冊の素案も配付させていただいております。

以上でございます。

塩田県民生活・男女共同参画課長 第4次おおいた男女共同参画プランの策定について説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

上段に記しております総合目標や基本目標等の基本的な構成につきましては、10月の本委員会で骨子案としてご説明しました内容と変更はございません。

今回は、上段左側の計画の性格・位置づけの4つ目の丸印に記載しております、今年の8月に成立し9月に一部施行となりました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画との関係についてご説明いたします。

下段の女性活躍推進法の枠の中をごらんください。

制定の背景としては、女性の約6割が結婚や第1子出産を機に離職、約300万人の女性が就業を希望している状況があります。次の目的等の3つ目の丸印、特徴として、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に行動計画の策定を義務づけるなど積極的に

男女間の格差の解消を進めようとするものです。

したがって、女性活躍推進法の都道府県推進計画は、その多くが右側の欄の基本目標Ⅲ女性の活躍の推進のところに含まれております。また、女性の活躍を進めるためには意識改革も重要ですので、左側の基本目標Ⅰに掲げる取り組みも進めてまいります。

続きまして、11ページの指標をごらんください。

第3次計画では20個の指標を掲げておりましたが、充実を図り、新しいプランでは25個の指標を掲げたいと考えております。このうち新たに採用する指標は新規欄に丸印がある14個です。

指標の目標値の考え方ですが、例えば17番目の職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合につきましては、内閣府が実施しました世論調査をもとに今後の推計値を算出したところ、平成32年度で30%ということで、全国レベルを目指すこととしております。

次に、12ページの県民意見の募集をごらんください。

1実施期間ですが、今年の10月28日から11月27日までの1カ月間意見募集を行いました。

2実施方法は、県庁ホームページに掲出したほか、県の情報センター等県内各地での閲覧ができるようにするとともに、新聞、ラジオによる広報等を行ったところです。

募集の結果、3にありますように、6名の方から27件のご意見をいただいたところでございます。

今後は、県民の皆様からいただいたご意見や、今年度4回開催してきました大分県男女共同参画審議会でのご意見を踏まえ、来年1月に同審議会から知事に答申していただいた後、最終計画案を平成28年第1回定例会に上程させていただくこととしています。

最後となりましたが、お手元に現時点での素案の冊子を配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

平岩委員 8ページの環境を守り育てる産業の育成で、44番目の農薬の使用量なんですけれども、平成26年が1,248トン、平成31年が1,425トンでふえているんですね。（「はい」と言う者あり）農薬はふえないほうがいいかなと思うのですが、これは何かわかりますか。

山本生活環境企画課長 この指標を立てるときに、現況値、それから、これまでの減少傾向とかを見て設定をしております。確かにこの農薬使用量につきましては減っていくという形で設定をしているところでございますが、これは現況値が、基準年が平成25年の統計が一番最初になっております。その前までの減り方に比べてかなり落ちていまして、ちょっと異常な落ち方をしておりまして、なぜかその原因が判明をしない状況がございます。

それで、これまでの平均して落ちてきた、減少してきた流れを勘案しまして、今までの流れから、少しきつ目の基準といいますか、目標値を設定しているところでございます。

それで、26年からしますと、一旦ちょっと上がって、また、下っていくというような

形になって、大きな流れは減ることを目標としております。（「わかりました」と言う者あり）

三浦委員 第4次おおいた男女共同参画プランで、男女共同参画社会の実現に向けてということなのですが、商工労働部を含めた企業側の理解とか努力というのが非常に大きいと思うんですけども、今、労働者301人以上の行動計画ということですけども、例えば中小企業が大分県は99%以上占めますので、そういった地域の地場の企業さんの努力というか、理解というのにも必要だと思うんですけども、その辺を少し教えていただきたいなと思います。

塩田県民生活・男女共同参画課長 今年度、やはり企業への働きかけというところは経済界を通じて働きかけたいということもあり、経済5団体とともに女性が輝くおおいた推進会議を立ち上げました。その会を通じて、各企業におきましても、大企業、中小企業にかかわらず、そこで働く女性にとっても環境がよくなるような、やっぱり環境改善のための宣言をしていただきたいということで働きかけをしております。それはまた、今後も経済団体を通じて、そういう方向でPRしていきたいと思っております。（「ぜひお願いします」と言う者あり）

河野副委員長 環境基本計画中の基本目標4で、環境エネルギービジネスの拡大ということで、地熱、温泉熱、小水力発電の更なる性能向上やコストダウンに向けた取組ということで書かれております。

今回、一般質問の中でも若干おぼろげにお伝えしたことを、もうちょっと担当部局については正確にお伝えしたほうがいいかなと思ってお話するんですが、これまでこの中の、特におんせん県おおいたということで、非常にイメージアップにもつながってきた、いわゆる開発の主力の中小企業から厳しいお話をいただきました。技術開発の中心となってきたところがこれまでに開発費として6千万円費やしてきましたと。そのうち県等から支援をいただいたのは2千万円ですと。そうすると、4千万円持ち出しになっていて、これ以上中小企業として開発費の持ち出しに耐え切れないという、来年の3月ぐらいまでで撤退したいという具体の話は私は聞かされまして、非常にショックを受けております。今、こういったことが実際に計画として掲げられるということなんですけれども、これは主には商労のほうになるかとは思いますが、大分県の環境の取り組みとして大きな分野を占める部分というのが、非常に危ない状況にあるというご認識はいただきたいなというふうにお伝えしておきたいと思っております。

古手川委員長 それは意見として。

河野副委員長 情報としてお伝えしておきたいと思っております。

古手川委員長 ほかにございますか。委員外の先生たちは何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ほかに質疑もありませんので、次の④から⑤の報告をお願いいたします。

山本生活環境企画課長 それでは、第2次生物多様性おおいた県戦略（2016－2020）の策定について説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

資料左上、1 戦略策定の理由でございます。平成23年3月に策定しました現行の生物多様性おおいた県戦略は、豊かな自然と人間とが共生するふるさとおおいたの創造を目指して取り組んでまいりましたが、今年度が最終年度となりました。

生物多様性によりもたらされる恵みを将来にわたり享受するため、近年の生物多様性を取り巻く情勢を踏まえまして、その下の破線で囲んだ部分、例えば豊かな自然環境の保護と適正利用や大分県版の新たな環境保全の仕組みづくりなど、現在抱えている課題への取り組みを盛り込みまして、新たな戦略を策定するものでございます。

次に、2 戦略の性格・位置づけでございます。この戦略は、生物多様性基本法に基づきまして、大分県における生物多様性に関する長期的な目標及び基本方針を定めたもので、ただいまご説明いたしました第3次大分県環境基本計画の個別計画でもございます。

資料右上、3 戦略の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。

続いて、4 戦略策定の基本的な考え方ですが、(1) 基本目標は現行と同じ豊かな自然と人間とが共生するふるさとおおいたの創造としております。(2) 行動計画は、重要地域の保全など資料に記載の1から7までの項目を考えております。

5 今後のスケジュールですが、来年1月にパブリックコメントを実施しまして、2月には県環境審議会にお諮りし、3月に新計画を決定・公表したいと考えております。

続きまして、おおいた温泉基本計画(仮称)の策定について説明いたします。

委員会資料の14ページをお開きください。

まず、資料左上1 計画策定の理由でございます。平成13年3月に本県の温泉行政の基本的方向性を示した大分県温泉管理基本計画を策定いたしまして、温泉資源の保護と適正利用の取り組みを推進してまいりましたが、計画策定から10年以上経過いたしまして、温泉資源及びその利用を取り巻く環境が大きく変化してきております。

このような中、その下の破線で囲んだ課題、例えば、県内の一部で懸念される温泉資源の衰退化や、急速に進む地熱開発への対応と温泉利用との合意形成などの課題が出てまいりましたので、これらを整理し新たな計画を策定するものでございます。

次に、2 計画の性格・位置づけですが、この計画は、まず本県の温泉行政における長期的な目標及び基本方針を定めたものでございます。あわせて第3次大分県環境基本計画の個別計画という位置づけでございます。

続いて、4 計画策定の基本的な考え方でございます。(1) 基本目標は、本県の有限な温泉資源を保護し、持続可能で、かつ、安全・安心な温泉利用を推進することで、おんせん県おおいたの基盤を支えるとしております。(2) 施策体系は資料に記載してありますように、温泉資源の保護など1から6までの項目を考えているところでございます。

5 今後のスケジュールですが、来年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、3月に大分県環境審議会への諮問を経まして、新計画を決定・公表することとしております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

井上委員 温泉基本計画ですが、策定理由の中で県内の一部で懸念される温泉資源の衰退化というのは、どの辺で衰退化が。

山本生活環境企画課長 今一番地元の方が心配しているのは、別府市の南部特別保護地域というところを設定しております。駅よりもちょっと海側のほうですね、そちらのほうが温度低下などが見られるということで、地元の方も心配しているところでございます。そういう状況がございまして。

井上委員 その下の地熱開発。地熱発電は、もう随分前から大分県は研究していますが、これの対応と温泉量との合意形成というのは、地熱発電を非常に進めていくと、要するに温泉のほうが必要なくなるとか、何か合意形成が必要な部分というのは、もうちょっと詳しくどういうふうなのかと。

山本生活環境企画課長 最近では地熱発電、再生可能エネルギーへの関心が非常に高まりまして、地熱発電もかなり開発が進んできております。そうしますと、地元の方はなかなか地下の構造ですのでわかりにくいところがあるんですが、地元で浴用の温泉をずっと使われている皆さんたちが、地熱開発をすることによって、日ごろ使っている浴用の温泉が使えなくなるんじゃないとか、お湯の量が減るんじゃないとかいうような不安を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。それとあわせて、そういう地熱を使って発電いたしますと、そこで噴気が出たり騒音が出たりということで、住宅地に近いところがございましてそういう心配をされる県民の方もありますので。

私どもでは、昨年、温泉掘削の審議をするときの環境審議会の温泉部会の内規というものがございまして、そちらのほうも改定いたしまして、地元の方によく説明して理解をいただくように努めていただきたいという項目も入れてお願いをしているところでございます。（「はい」と言う者あり）

古手川委員長 よろしいですか。ほかにございましてか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の⑥から⑦の報告をお願いします。

望月地球環境対策課長 大分県地球温暖化対策実行計画（第4期）について、報告いたします。

資料の15ページをごらんください。

左上の1計画の位置づけですが、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく法定計画で、大分県環境基本計画の地球温暖化対策の推進に関する個別計画でございまして。

2計画の目的ですが、温室効果ガスの排出削減目標を設定し、県民、事業者、行政等が協働して地球温暖化対策に取り組むということでございます。

3現計画の概要と現状ですが、排出抑制目標を実現するための取り組みや県の施策を示したのが大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）でございまして。下の県庁独自の排出事業者としての責務等を定めたのが大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）でございまして。いずれも計画案が平成27年度、今年度末までとなっております。また、法律の改正がございましたので、今回この2つの計画を統合いたしまして、それぞれ区域施策編、事務事業編として現在策定をしているところでございます。

特に上の大分県地球温暖化対策地域推進計画の現状のところは、こちらに書いている数字は平成24年の実績、速報値でございまして、家庭と業務部門において、CO2の排出量が著しく増加しているという現状が見られます。

資料右側の4次期計画の概要をごらんください。

計画期間は平成28年度から32年度までの5年間としております。区域施策編の主な改正点ですが、地球温暖化が及ぼすさまざまな影響に対処するため適応策を新たに第6章に追加いたします。

主な構成ですが、第2章と第3章では、温室効果ガス排出量の現況推計と将来推計について解説し、第4章で、家庭、業務、運輸の各部門ごとのCO2排出削減目標を温室効果ガスの削減目標として設定をいたす予定でございます。

5今後の主なスケジュールでございますが、来年1月に素案を完成させまして、パブリックコメントを実施して県民のご意見をお伺いし、有識者等で構成された策定会議による検討を経て当常任委員会に計画案をご報告し、今年度末に策定する予定でございます。

次に、資料の16ページをごらんください。

第2次大分県環境教育等行動計画についてご報告いたします。

まず、資料左上の1計画の位置付けでございますが、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に定める行動計画、大分県環境基本計画の環境教育に関する個別計画でございます。

2計画の目的は、環境に関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成することとしております。

3計画期間ですが、平成28年度から31年度までの4年間としております。

4基本的な取組の方向として、まず、環境問題等の課題に対する自発的な取組を促進します。次に、幼児期から発達段階に応じた環境教育を推進します。最後に学校やNPOなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして活動する協働した取組を促進します。

具体的には、右上の5具体的な計画をごらんください。

施策の柱は、人材の育成と活用、参加の場や機会づくり、協働取組の推進など、5つでございます。右側にはそれぞれの柱立てごとに具体的な取り組みを記述しております。

最後に、6今後の主なスケジュールでございますが、本日の常任委員会でのご報告の後に、学識経験者や環境教育アドバイザーなどの有識者で構成した策定協議会を設置して計画素案を協議します。1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しまして、策定協議会で協議した後に、当常任委員会に計画案を報告させていただく予定でございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

井上委員 温暖化対策の実行計画で、家庭とか業務部門の排出量が著しく増加と。四、五十%ふえているんですけど、これはどうしてでしょうか。

望月地球環境対策課長 家庭部門では、人口は減ってきているんですが、世帯数が減っておりません。世帯が減らないということは、電気を当然つけますし、冷蔵庫も世帯数だけあるということで電気の消費が減っていないんです。家庭はすごいです。

それから、業務部門につきましては、やっぱり事業所がふえてきております。名前を出すところですが、大きなショッピングモールとかかなりできておりますので、電気を消費する面積自体がふえてきていますので、かなり使用量が上がってきております。電気の使

用量が上がるということは、CO₂の排出量が上がるということになっていきますので、こういう数字になっています。それが主な理由です。

井上委員 事業所がふえるのは悪いことではないような感じもするんですけどね。やっぱりこの意味では逆行するということですか。

望月地球環境対策課長 事業所がふえて経済活動が活発化するという事は、ある意味では非常に意味があるので、私どもとしましては省エネ対策とか、それから、今かなりエネルギー効率のいい機械が出てきておりますので、そちらのほうに転換していくと、そういうふうなことでいろいろ取り組みを進めております。

古手川委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の⑧の報告をお願いします。

諏訪生活環境部長 それでは最後、⑧の報告事項でございます。

17ページの資料、カラーのA3版のものでございます。

南海トラフ地震等を想定した大規模集中防災訓練ということで、これまで多分これだけ連続して訓練をやったことはなかったかと思いますが、やはり防災実践力を高めて県民の安全、安心を確保するという観点で今回実施をいたしました。

まず、表の左側です。11月5日から1番右側の10日までの間、大規模集中防災訓練ということで、南海トラフ地震や原子力災害を想定し、九州各県の消防隊を初め多くの関係機関と住民の方の参加を得まして、各種訓練を実施したところでございます。

まず、資料の左上でございますが、11月5日の津波防災の日、来年からは11月5日は世界津波の日ともなりますが、地震津波の発生時における住民の皆さんへの迅速かつ的確な情報伝達と防災意識の醸成を図るため、県民防災アクションデーといたしまして、市町村において緊急地震速報、あるいは大津波警報のサイレン吹鳴訓練を行いました。

また、その下のほうになりますが、この日に津久見市、臼杵市におきまして、地元企業と自主防災組織が連携をして、地域で指定をしております高台の避難場所まで一緒に避難するという、これも初めての取り組みであります。合同避難訓練を実施したところでございます。

続きまして、中央の上段のほうですね。7日から8日にかけては、緊急消防援助隊、九州ブロック合同訓練では、九州沖縄各県から、表の9日の写真の下に書いております訓練規模等でありまして、人員約1,300名、車両300台、ヘリコプター10機等が参加しまして、佐伯市を中心に夜間も含めて崩落したトンネルや倒壊家屋等からの救助訓練、あるいはヘリコプターによる孤立集落からの救助訓練、さまざまな訓練を実施したところでございます。

また、この訓練にあわせて7日の欄の下のほうに記載しておりますように、JX日鉱日石エネルギー大分製油所におきまして、火災消火や負傷者の救出、海上への重油の流出事故を想定した石油コンビナート防災大綱訓練の実施をしたところでございます。

次に、その下の右側になりますが、8日から9日にかけては原子力総合防災訓練です。今回は、国、愛媛県との共同による大がかりな訓練ということになりましたが、県防災ヘリコプターによるオフサイトセンターへの職員派遣など、縦書きで災害対策本部・オ

フサイトセンターと書いている上の枠ですが、その部分と、下のほうに大分市ホルトホール・佐賀関と書いている下の枠のほうですね、これも初めて住民の方が参加をして屋内退避訓練を実施するとともに、愛媛県からの避難者を実際に避難所で受け入れるなど、有事の際に本県がとるべき対策や手順を確認するなどの訓練を行ったところでございます。

最後に、資料の右端でございますが、10日には、県総合防災訓練といたしまして、ことして3年目になりますが、発災後3日目を想定いたしまして、3日目となりますと、72時間、もう生命、人命救助、これらも最優先という中で避難所運営や物資の調達など、被災者の生活支援を本格化させていく訓練を図上練習によりまして実施をいたしました。

今回は、防災関係機関だけではなくライフライン事業者やトラック協会など、多くの関係機関にも参加をしていただきまして、県災害対策本部と連携をした訓練を実施することができました。

こうした訓練は、繰り返し行って実効性を高めていくことが大事でありますので、参加した多くの関係機関や住民の方々の意見をしっかり聞きまして、課題や問題点を検証したところでありまして、今後の防災対策にこういうものを生かし、さらに防災実践力を高めまして、県民の安全、安心を確保したいというふうに考えております。

以上でございます。

古手川委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いいたします。

三浦委員 一般質問、質疑等でもあったんですけど、愛媛県のほうの避難訓練で部長が感じたというか、課題、問題点、また、国のほうから何らかの指摘があったのかなかったのか、また、愛媛県から何かあったのかお聞かせいただきたいと思います。

諏訪生活環境部長 国は全体の訓練というところで、やはり大分県が参加した部分は、愛媛県の佐田岬の方の大分県への避難という部分に限られるところがほとんどでしたので、愛媛県の検証といたしましては初めての訓練でありますので、やはり発災した後の愛媛県民の実際に行動をどうやって、どういう手順でやればいいのか、そういうものが確認できて非常に意義のある訓練だったということでもあります。

ただ、今回、参加されました住民の方は70名ほどでありましたので、これが実際、もっと大規模、あるいは今回は1日だけの訓練でありましたので、数がふえたり、あるいは日数がふえたりというふうなことになる場合、どうすればいいのかというような課題も当然ありますので、いろんなバリエーションを今後、愛媛県と大分県とすり合わせをして、さらにまた今後の訓練に生かしていったって、いろんな訓練を重ねながら実践力を高めるというふうなことで考えております。

三浦委員 部長おっしゃるように訓練の継続というか、重ねていくことが大事だと思います。例えば、愛媛県との次回の計画とか、現段階で見通しがあるのかないのか、もしあればいつぐらいに計画されているのか教えてください。

諏訪生活環境部長 今回、実際愛媛県と合同でやるのは2回目になります。去年は実際に住民の方がという部分はありませんでした。本県が向こうのオフサイトセンターまで行って、いろいろ通信連絡、そういうところの訓練も実施をしましたのでまた来年も、時期

的にいつになるかというのはまた今後の話であります、当然、毎年やっていくというふうに考えておりますし、また、研修も先ほど10月に実際に県内の市町村の担当課長さんレベルでやりましたが、こういうものもさらに今後やっていくと、中身もまた充実をさせていくというふうなことで一応考えております。

田中委員 九州ブロックの総合防災訓練、これに佐伯会場で参加させてもらいました。部長も一緒に出ておられて、いろいろ指令系統の大事さというものもすごく感じたんですけども、大分県の場合は、スポーツ公園が災害本部をつかさどるというふうな認識だと思うんですけど、国のほうは南海トラフは熊本県に九州の本部を置くみたいなので、現場でない何か非常に地勢的にも非常におかしなところに国は置いているんですが、この辺の修正というのは十分部長のほうから国に説明しているんですね。

諏訪生活環境部長 一時期、九州では熊本県がそういう広域的な拠点になるというような報道が一部あったんですが、即それは国のほうに確認しましたところ、決まったわけじゃないということで、当然、例えば、大分県、宮崎県に被害が集中した場合に、熊本県においても現場から遠いわけですね。やはり現場に近いところに置いていただかないと迅速な対応あるいは指令はできないというふうに考えておまして、今回の訓練では、やはり高速道路の効果というのが非常に実証できたというふうなことで、当然この耐震性のある高速道路がありますので、東九州道がつながりましたので、各県からスポーツ公園にまず来ていただく。それもスムーズに行きましたし、スポーツ公園から今度佐伯のほうに行くのにやはり高速道路で、ちょうど佐伯の堅田インターのところの中継基地ができたというふうなことで、これもスムーズに行ったというふうなことでありますので、やはりそういう被害の大きなところの近くでそういうものを設置していただくということは、大分県として、これは先般の会議でも意見として言わせていただいております。

田中委員 地震・津波の陸上部分についての訓練とかは非常に盛んなんですけども、水難とか船舶の座礁とか、いろんな問題もこれは含めていかにやいかんわけですよ。先般、私、水難救済会の会長をしておまして、諏訪部長を表彰しましたけれども、実はその中で宣伝等もあるんですけど、この「海難1890」といういい映画が来ておりますね。これは私も早速女房と一緒にきましたが、涙なくして見られない、これはもうぜひ福祉保健生活環境委員会もしくは全部に行ってほしいような映画で、本当に明治時代の集落の人たちの防災意識の高さとか、凍え死にそんな人を裸でもって温めていくとかね、非常に勇気ある行動を日本人はとっておるんだという、これを見たときにすごさを感じますので、ぜひお暇なら見てねということで、お願いをしておきたいと思います。委員長からもぜひ推薦してやってください。これはいいですよ。

古手川委員長 後でまた拝見させていただきます。そのほかよろしいでしょうか。

玉田委員 トンネル崩落事故の関係で、東九州自動車道、片側一車線じゃないですか。中での重大事故ですね。そのケースについての検討というのは当然今回とられていると思うので、もう要望ですけども、多分トンネル出口のところやっぱり広いところを確保して、ドクターヘリか何か降られるような場所の確保もいるんじゃないかなとか、交通整理とか、いろんな課題があると思いますので、そのところをやっぱり、これは災害がなくても緊急の課題だと思うので、ぜひご検討を警察当局と行ってもらいたいと思います。

古手川委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑もありませんので、以上で諸般の報告を終わります。

委員外議員の先生方はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員の先生方もそのほか。

平岩委員 性暴力被害者支援センターについて今回質問させていただいて、刻々といろいろなことが進んでいくんだろうなと思うんですけど、実はきのうの夜、来年、全国シェルターシンポジウムが大分で行われる、そのプレで学習会があったんですよ。来年のシンポジウムはアメリカのケーシーさんという、サンディエゴの元検事の方に来ていただいて、その人はDV被害とか、性暴力に遭った人のすぐの支援をしているファミリー・ジャスティス・センターというのをつくっている人なんですけれども、通訳を交えながら講演していただくんですが、そのアメリカのそういう施設がどんなものかというのを写真でみんなで見たとですね。柴田課長とかアイネスの方も来ていただいていたんですけど、そしてたら、やっぱりすごく、とにかく逃げてきた人の心が落ち着ける場所になっていたんですよ。例えば、冷蔵庫なんかも、何でも食べなさいと入れているんですね。コーヒーなんかもそこら辺の試供品じゃなくて、本当に傷ついた人が安心できるようにいいものというようなどころがありましたし、ソファもきちんとしたものを入れているし、明るいのが好きなのか、もっと暗いほうが落ち着くのかと、照明なんかも気にしてくれているし、絵なんかもその地域が特定できて、逆にPTSDを起こすようなものは使わないという風景を入れていたり、子供を連れて逃げてきていることが多いので、窓ガラス越しに子供がそこで遊んでいるのも見えるというような、それはアメリカのことであって、大分でそんなことができるとは思っていませんけど、でも、やっぱり視点は被害に遭った人にいかに寄り添うことができるかということだなあというのをきのう学びましたので、またよろしくお願いたします。済みません。

古手川委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

古手川委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、県内所管事務調査の実施について協議いたします。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

古手川委員長 何かご質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、2月5日13時から16時40分の時間で実施したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それとあと1点、県議会議長と市町村議長会との勉強会がありまして、その中でいろんなご意見をいただいて、議長のほうから各常任委員会で担当できる分野は県の回答を示すようにという宿題をいただいております、今取りまとめております。

とりあえず、執行部のほうに県の関係、国の関係、いろんなことがばらばらと出ておりますので、今、整理をしております。それは委員長のほうで一度確認をした上で、必要であれば、済みませんが、どこかで常任委員会をという形のご案内を差し上げるかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、きょうは長丁場でしたが、慎重審議、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。

きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。